

世界の監獄(三)

—その系譜と類型—

重松一義

第七章 開拓監獄
第八章 債務監獄

第七章 開拓監獄

一 古代ヨーロッパにみる囚徒の外役・開拓史

開拓監獄というのは、流刑囚などを主とする囚徒の労働力を、遠隔地・植民地にある未開の荒野を開拓、その森林を伐採、耕地・牧場とし、家屋・橋梁・道路・運河・築堤・築城・王墓の建設などに充てるものである。いずれも拘禁施設外の構外作業の形態を探ることから外役監獄・移動監獄・宿営監獄とも表現して抑えられる。また辺境山岳地での鉱物採掘を目的とした鉱山監獄も、地上か地底かの差異による一応の区別をみるにすぎず、時に開拓監

獄の一類型といえよ。

開拓は人類の起源と共に営まれてきたといえる原初的なもので、まず奴隸を駆使した大土木工事・大農園の維持などから発している。その奴隸には虜囚・刑囚・債務囚などを含むもので、これら奴隸はすべて生産用具・家畜同然であるとの考えにあり、逃亡すれば家畜用の網をかぶせて捕り抑え、牛馬なみに柵をもつて囲い拘禁している。すなわちアリストテレスが奴隸を「生命ある道具」「声を出す道具」と比喩、法典にも奴隸は二足・家畜は四足と表記するごとくである。例えば紀元前一〇〇年のメソポタミアの『アッシリヤ法典』第四〇条に、輕罪でも笞五〇のうえ両耳に穴をあけ、その穴に紐を通し、後頭部で結わえて、強制労役一カ月に処すとあり、まさしく家畜同然の扱いが法定されている。

古代エジプトでは奴隸・囚徒をピラミッド Pyramid にみるよう、石ないし煉瓦を用いた岩窟墓・祭祀宮殿の造営、ナイル河流域の治山治水に大量使役しており、特に第一九王朝期の大規模工事が知られている。ただその扱いは、のちのローマと比較して寛大であつたといえる。

さらに古代ギリシアを中心とした地中海東部のいわゆるエーゲ文明圏、すなわちギリシア南部のミケーネ、クノックスを中心としたクレタ島などでも奴隸労働がみられている。そこでは、紀元前、鉱山で働く奴隸の姿が粘土板に描かれ出土しており、アテネでも鉱山・牧畜・果樹栽培などの労働の大部分を奴隸により占められ、奴隸の貢貸もなされている。この奴隸の中には債務奴隸・捕虜・犯罪者・捨て子・さらわれてきた者なども含まれている。

スバルタでも被征服民（異民族・異種族の捕虜）が“ヘロット”（ヘロイタイ）と呼ばれて奴隸化され、財産・家庭も一応認められる農奴的な地位に置かれている。この点は中国や日本における官奴婢・私奴婢といった皇帝・貴

族に隸属した家事労働を主とする類いとも性格を異にしている。

古代ギリシアと共に、地中海国家の中心として栄えたアフリカの首都カルタゴ（現在のチュニジア周辺）は、第三次ポエニ戦争によりローマ軍に敗れ廃墟と化しているが、今にみる壯麗な神殿、テラロッタの像、モザイクの絵画パネル、劇場、円型競技場、高架による大水道、大共同浴場、港湾施設の遺跡を通し、その高度の文明と栄光・悲劇を十分に伺い知ると共に、すでに紀元前六世紀に、コルシカ島やモロッコを植民地としていることから、虜囚や奴隸囚を大量投入、これらが築かれたとみられるものである。

帝政初期のローマ皇帝ネロも、ローマに良港がないため、非常用穀物のローマ搬入に必要な運河を計画、ナポリから近くのアヴエルヌス湖までは、すでに運河が出来ていたため、そこから延長、海路ローマ南方のオステイア港と直結するよう運河開鑿の大事業を計画、捕囚や罪囚、奴隸の大量使役がなされている。

ヨーロッパの西端に位置するスペインにおいては、大西洋に近いポルトガル国境寄りのイベリア半島丘陵地を流れるグアディアナ川の中流・ローマ帝国の古代植民都市メリダ Merida が知られる。この都市は紀元前二四四年に建設されたといわれるが、古代ローマ帝国当時、十指に数えられる都市である。セビリア（スペイン）・リスボン（現ポルトガル）へと通じるローマ帝国の重要な軍事道路の十字路にあたり栄えたところで、近くの数多くある金銀鉱山の採掘に虜囚・罪囚が充てられたところでもある。

二 中世から近世にかけての植民地流刑

中世以降、ヨーロッパの列国は、航海術の発達による地理上の発見、新大陸の発見によって、国際的な商品であ

る宝石・金銀・香料・煙草・砂糖などを交易、同時に現地での栽培を安価な労働力で確保するため、プランテーションという農園経営形態を築き、これも売買の国際商品とされた奴隸を労働力として使役するという新傾向を著しくする。

ただ、ここにあって、ドイツは中世から近世にかけ封建領主が外役として城塞の構築や改築に虜囚・罪囚を用い、はるかのちの十九世紀に東アフリカへの一部植民地占有がみられるが開拓という性格を欠いている。また一五二一年マゼランの周航によりスペイン領テドロネス諸島と呼称、一九世紀ドイツ植民地となつた西太平洋上のマリアナ諸島 Mariana (のち日本の委任統治) に「年々三千人の囚人が送られるようになると間もなく、開墾地の缺乏により、直ちに暗礁に乗り上げた」と、簡単に行詰まり失敗に終つてゐる。

イタリアも中世から近世にかけ、周辺の

カプリアイア Capraia、アシナニア Asinara、アルジエロ Aljero、イハコ Isili、ピアノサ Pianosa、ニシダ Nisida

(22)

を法定流刑地と定めているが、いずれも開拓というには余りにも規模や内容を欠く外役であった。また、スペインと共に植民地競争で霸を争つたオランダであるが、犯罪対策としてオランダ本国から流刑囚を送り込むということではなく、あくまで植民地経営を目的とした会社として、監獄の建設も、おおむねその目的に沿つた、現地人、現地囚人を使っての道路建設や農場経営であつたことを特色とする。島嶼監獄の項でのべたジャワ島沖のヌサ・カムバ島の監獄経営もその一例である。

いうした経緯をもつてイタリア、オランダなどを除き、小国ながらポルトガルは、大西洋に面した良港リ

スボンという好適の立地条件に恵まれ、経験豊かで卓越した航海術をもつマゼランは世界周航をなし遂げ、コロンブス（イタリアのゼノア出身であるがポルトガルで航海術を修得）はアメリカ大陸を発見するなど、早くも一五世紀から一七世紀にかけ一大海洋王国（世界一の海外領土保有国）を築きあげている。

すなわち、一五世紀（一四六九—一四七四年）には西アフリカの大西洋側、いわゆる奴隸海岸（胡椒海岸・象牙海岸・黄金海岸）と呼ばれるギニア湾一帯（ギニア、アンゴラ、モザンビークなど）の鉱物開発・商業権（奴隸売買を含む）支配を収めており、開発のための罪囚流刑地ともなしている。一四九八年コロンブスの三回目のアメリカへの航海の際「ハイチ島Haiti」に植民するが為に一団の釈放者を同行したと伝えられる。そして此等の植民者は、或者は無拘束の無頼漢となり、また或者は気候の為に倒れた⁽¹²⁾と伝えられることも、これに関連した事柄である。

一六世紀には一五一〇年インドのゴアを占領、ここを拠点にマラッカ、マカオ、チモールなどで、香料を中心としたアジア交易を独占、ここにも流刑囚を入植、インド洋を中心とした商業権を制覇している。また一五三四年にゴアを司教座都市に指定、東洋布教の拠点ともしている。さらに一五〇〇年にはブラジルの地を発見、植民地としており、一七世紀前半に至るまで砂糖農園とその精製工場（エンジェニヨと呼ぶ）を経営、大きな利益をあげている。

ポルトガルを競争相手とするスペインも、一五世紀にはカナリイ島、ペルト・リコを、一六世紀にはキューバ、メキシコ、インカ、フィリピンのルソン島、マリアナ、ギアナなどをつぎつぎと征服・奴隸囚・重罪流刑囚などを送り込んでいる。なかでもカリブ海に面した港カルタヘナ（現コロンビア領）に一七三五年に完成したサン・フェリペ・デ・バラハス城塞（高さ十二メートル・幅十七メートル・全長四キロ・世界遺産に登録の城）

は「これら奴隸受入れの拠点でもあり、インカの財宝を搬出する拠点でもあった。しかしアメリカ独立などにより、これら植民地を失ない、植民流刑の制は消え去っている。

フランスは一六八五年にルイ一四世が発布した「黒人法典」により奴隸労働が法制化し具体化している。本格的な流刑囚の海外配流はスペイン、ポルトガルよりやや遅れ、一八世紀から一九世紀にかけ行なわれており、一七九年の刑法典により常習累犯者への流刑を定めている。⁽¹²⁾ 加えて一七九三年政治犯の流刑を勅令で定めており、その流刑地は南米ギアナ Guyana へ送り込むことと決められ実施されている。この部分については正木亮博士のつきの記述が詳しい。

一七九七年には将軍・代議士・記者・僧侶等にして政府にとって危険なりと認めらるる者五百名を南米のギアナに流刑した。その後一八一〇年のナポレオン・コードには政治犯に対する刑罰として流刑が規定された。然しフランスの人民はこの刑罰を恐れた。この不健康なる気候と耕されない土地とは流刑の為に只死と不幸とを示し得るのみだとして恐れ戦いた。然し後には流刑地に監獄が設けられて、そこに拘禁されることになった。ナポレオン三世の治下に於ては、この流刑が政治犯人と一般犯罪人とに用いられ、流刑地としてアフリカ地中海岸のアルジール Algier と南アフリカの仮領ギアナのカイエンヌ Cayenne とが指定された。然しこのギアナ流刑地は欧洲人にとっては実に気候が不適当であった。その為、一八六三年に至ってフランス政府は、この地を有色人種に、そして白人の流刑地として豪州東海岸の太平洋中にあるニューカレドニア New Caledonia を定めた。⁽¹³⁾

一八五〇年、フランスでは勅令により重大政治犯を死刑に代え、一八五四年にはこれを法律で認め、つぎの二区分でもってギアナのサリュー島、ニューカレドニアのデュコ半島を新たな配流先に加えている。

① ル・ラ・ヌ・ス・ボルタシオ・強制労働を伴なう無期・有期の重懲役
(transportation) (一八五四年の法律に基づき累進制に立つ)

② ル・レ・ガ・シ・オ・本刑に付加された有期流刑で常習累犯に科刑の植民地配流刑
(relégation) (一八八五年には累犯防止法に依拠し追放刑となる)

(relégation)

1種 個別流刑……強制労働なし
集合流刑……強制労働・國家の拘禁施設「集治監」に集結

③ デ・ポルタ・シ・オ・政治犯人に科す監視付終身流刑
(déportation) (強制労働なし・土地・家族が認められ、自由民の仕事を請負う生活)

本図は原著者ヴィダール Georges Vidal et Joseph Magnol, Cours de Droit Criminel et de Science Pénitentiaire, p. 575 にてに依拠した正木亮『刑事政策汎論』(1911) 頁(有斐閣・昭和11年)の記述を要約、図式化したものである。

「リ」や「」集合流刑 (relégation individuelle et relegation collective) も、明治初年にわが国が北海道開拓で採られた集治監(アーチ・キャンプ) [24] 一八一〇年刑法典 Code pénale による Maison Centrale を本監(中央監獄)とした分監・仮留監の集合方式である。

二十世紀に入つてから、フランス国内では、

一四五〇人の囚人が屋外労働に従事、ボーリー、ハノガル、ヌーベウエグホルスタイン、エイフェル、それ

にライン河沿岸に於て、沼沢の涸燥、堤防の建設、運河の開鑿、葡萄の植付、灌溉工事等に使役せらる。此種の労働は犯人の改悛に就て良好なる結果を与え、衛生上有益なり。^(四)

という外役の状況が伝えられ、当時の熱心なドイツの植民地流刑制度支持の刑事学者ハイムベルゲル Heimberger は

「精神の弛緩と無為遲鈍の行状はすっかり取除かれるであろう。雄大な四隅の眺望、自然との闘争、土地からの収穫を得んが為の努力は、エネルギーを喚び起し、精神的活動力を創り出す」と讃美、同調の刑事学者（氏名記載なし）も、「自由移民者と協力して新しい目的と新しい計画に當り、共に蠻猛烈土人と戦い、又荒々しい自然との闘争は、遂には自由移民と前科者との間に、相互依存と相互尊重の感情を産み出す。其處には、静かな忘却の川（神話・死後の世界にある）^(五)が流れる許りである」。

と流刑が植民地発展の有為な推進力、更生の新天地であることを強調している。植民地流刑制度を刑罰としてのメリットと植民上の利益が結合された理想的な行刑制度として詩的にのべられているが、流刑者にとり対応するその現実は、さまざまであった。高温多湿なギアナと南太平洋の樂園のような環境とでは、生活の基本に大きな差があり、一八八〇年までは懲罰としての笞刑も法律上あつたことを忘れてはならない。それに植民地流刑を赦され、假釋放の残刑期中に結婚が認められ、現地で土地所有を認められても、母国への帰住には法律上大きな制約があり、方針としても現地定住へと行政指導せられていたのである。刑法学者木村亀一博士はこの状況を「植民地開拓の公企業」（Vidal Magnol）と解説しており、その時点での政治・行政目的に沿つた囚人労働を一企業形態になぞらえ法律的に位置づけている。これはあくまで刑事政策という視点から、刑務作業を国の一企業形態として現代的に把

えた表現とみられる。

イギリスについては、植民地アメリカが独立する前までは、一六二五年からイギリス領となつた西インド諸島の南にあるバルバドス島（小アンチル諸島）へ、罪囚や西アフリカの奴隸を送り込んでおり、現地「サンジバルの奴隸市」（インド西部）は国際的奴隸貿易の供給地として大きな役割を果しており、西アフリカの奴隸と併せ、カリブ海の島々へ、そして南米・北米への開拓農場へと輸出されていたのである。

開拓の緒についたばかりの新大陸アメリカでは、砂糖・綿花・煙草・藍・米などを栽培する農場主は、労働力として馬と奴隸を交換⁽¹⁸⁾、あるいは賃貸するなどは、「ごくあたりまえのこと」で、南部では奴隸さらいに連れ去られるといつたことも屢々であった。なかでもイギリスの植民地バージニアでの奴隸の扱いは苛酷で、最も悪名高い「バルバドス法典」（奴隸法典）をそのまま模したものである。罪囚や逃亡奴隸が捕われ鞭打たれる情景はごく日常的であり、一八三一年八月二十一日ヴァージニアのサザンプトンでのナット・ターナーを指導者とする奴隸反乱以後（ターナーは処刑される）、沈黙と恐怖の時代へと陥っている。

いっぽう、イギリス本国では産業革命の進展により、イギリスは世界の工場といった様相を示し、マニファクチャリー（Manufacture）、地主の囲い込み運動（Enclosure）により貧農は土地から離れ、大都市ロンドンの自由労働者・賃金労働者となつている。このため首都ロンドンにこうした人々が流入、セントジャイルズ地区・イースト・エンド地区の屋根裏や貧民窟の住人として増加、とくにテムズ河のウォータールー橋南岸は湿地で土地が安価であったことから、そこへ貧民層が定住してゆく現象がみられ、これらの地区的治安は悪化、犯罪者・浮浪者・売春婦（ムーラン街の金持ちのパトロンや高級娼婦を除く）は狩込まれ、新大陸アメリカへ、あるいはニュージーランドへと

送られている。アメリカへの流刑が制度化されたのは一七一七年の *Transportation Act* によるもので、アメリカに船便により護送され引渡されたのちは、もはやイギリスの流刑囚ではなく、イギリスの国家の刑罰権・監督権から離れた現地請負人の单なる白人奴隸であり、以降は転売されようと賃貸されようと自由であった。しかし白人奴隸は黒人奴隸と異なり、短時日のうちに多くの移民の群に吸収されている。その後の動態として

一八六〇年の南部奴隸州では白人が八〇三万人、黒人が四二〇万人（うち奴隸は三九五万人）という人口比で、
奴隸所有者は三八万人といふ。^(四)

一八六三年（わが国の文久三年）リンカーンが奴隸解放令を出す直前の数字である。その後も、例えばルイジアナ州の外役囚使役も同じく民間請負人への賃貸制で、その使役の方法もバルバドス法典に類したものである。そこでは堤防・道路の開鑿・開拓工事に奴隸と異ならない重罪囚の使役が、なお各所でみられてゆく。原胤昭が記すルイジアナの囚徒の外役情景はつぎのことである。

アメリカの南部旧奴隸地方では長く囚人賃貸制度をおこなつてきている。すなわちバヨウ・ラ・フォーチュに置かれたルイジアナ重罪監では堤防工事に囚人を使役せんがため三個の外役監を設く。内二個はミシシッピー河の沿りプラクエミンに近き所にありて、一個はアクフハレー河堤防所在の位置にあり。囚人賃貸制度は長くルイジアナに行なわる所にして、賃貸人は囚人に家屋を貸与し、食物を給し、旦監督を行ない、以て彼等を使役する特権を有し、毎年其利得の一部五万弗を国庫に納入する義務を有するに過ぎず。

此等の制は明らかに國家並に貸借人を利用する所ありたるが為めにや。現に一八九一年に於て二十年の契約期間（筆者注・明治四年から明治二十四年までの期間に該る）満了の際、貸借人の希望を容れ、終に十年間の契約を締結

して再び之を継続し、明一九〇一年三月を以て特に満了せんとするに至れり。予はレイスランドにおいて、ドナルド・ソンビルに向つて駆走すべき伝馬船に搭乗し、其の途次バヨー・ラ・フォーチュに上陸せり。同地より二十七哩進めば、彼の有名なるハーストの名を冠し、其人の監督の下に幾多の罪囚累々として相連なり、堤防工事に従事するを見るを得べきなり。遠らす所の固牆は極めて低く、予はいつしか終に汗臭破衣悍の群囚中に身を投ずるに至れり。⁽¹³⁾

ところでアメリカ独立後、イギリスは累積する流刑囚を新らしい植民地ニュー・カレドニアおよび豪州（オーストラリア）へと送り込むこととなる。この大規模な海上護送については、さきに第二章海上監獄のところで記したが、その後、イギリス本国の議会でさまざまな意見が交わされている。

一八三八年議会委員会は、流刑が全植民地の風紀を害し、受刑者の改善に効なく、内地の犯罪者を威嚇せず、而も非常に母国の費用がかかることを確認した。これに要する多額の費用には流石富國の英國でさえも、流刑の継続を廃止しなければならなくなつたのである。実際に、一七八六年から一八二一年にかけて少なくとも三萬三千百五十五名の囚人がオーストラリアに送られ、その費用は三千四百萬ターレル、即ち、百五十六日間の渡航にすら一人当たり千ターレルを要したのであった。而も、死刑をもつて脅かされた厳格な禁令にもかかわらず、多くの者達は母国に帰り、「すぐにロンドンで悪事を働き、新しい犯罪により死刑に處せられた」とロンドンの経験深い警官の一人は述べている。かくして、一八四〇年には、ニュー・サウス・ウェールズの猛烈な反対があつたために、犯罪者の大群をその近くのヴァン・ディーメンス島（筆者注・現在のタスマニア島）に送り、私人へのアシグネーション託に代つて、階級的累進制により、階級の進むに従つて次第に優遇を増加し、遂には仮釈放からの特赦の

恩典に欲せしめる制度を採用する」とが決議された。「一八四一年以後の植民地の姿は、どんなに暗黒な筆をもつとしても、到底描くことはできない」（ホルツエンドルフ⁽¹³⁾）

といった議論がそれで、すでにシドニー、メルボルンなどは開拓により市街化が著しく、特に一八四〇年から一八五三年にかけ、オーストラリアの流刑囚の大部分をタスマニアの南端にある一八三〇年開設のポート・アーサー監獄 Port Arthur を開拓の基地として集結が進められ、イギリス本国からもタスマニアのホバート Hobart に寄港臨検のうえ直接受入れている。また西オーストラリアのパースに隣接したフリーマントルにも流刑囚を開拓のため入植させており、一八五五年から監獄を設け一九九一年まで用いられている。

ポート・アーサーには北アイルランドの貴族でもあり国會議員でもあるウイリアム・スミス・オブライアン William Smith Obrien も一八五〇年一八五〇年に政治犯としてこの地に追放されているが、他はロンドンなどからの重罪刑事犯が多く、鉄砲で武装された英國工兵など特別に編成された兵士の指図・監視のもと、タスマニア囚人待遇規則 Tasman's Peninsula に基づいて、黒と黄色をコントラストに組合せた囚衣を着せられ、足首に鉄鎖を付着され、材木の伐採、道路・家屋の建設、造船、煉瓦、タイルの製造、石の研磨、鋳造、衣服の縫製、製粉、野菜作り、それにプランケット・ポイント Plunket Point にある炭鉱の石炭堀りという重労働に従事している。

これらの流刑囚への成績評価は、つぎに掲げる累進制により区分、運用されている。最下組のランクから成績と信頼度により仮釈放・赦免へと累進する制度である。

〔男子流刑囚の区分〕

第七ランク……最下級で足首に鉄丸鉄鎖付着の重労働を言渡された、厳しい監視を必要とする特別の長期重罪

四

第六ランク……流刑された植民地内で有罪となり、刑事施設内で監視付・鉄丸鉄鎖付着の重労働判決を言渡された要注意囚

第五ランク……人間に科され得る限度の鉄鎖付き重労働囚

第四ランク……道路工事團に所属の連鎖付囚人

第三ランク……政府直属の公共工事に従事できる連鎖付囚人

第二ランク……入植自由移民に譲渡され、その信頼と保護のもと服従して働く囚人

第一ランク……総督により仮出獄証書が与えられた優良囚。悪行あれは取消されるが、なければ労働による報酬を受け、財産所持が認められ、独立小屋に居住、保護觀察のほか自由の制約が最も少ない囚人。

〔女子流刑囚の区分〕

第三ランク……男子の第七ランクに相当する長期重罪囚。最初は廃船による代用拘禁によるが、のちホバート郊外カスケイドの拘禁所（女囚工場）で執行。

第二ランク……比較的軽微な窃盗・売春などの事犯を対象とした区分、男子の第四ランクに相当

第一ランク……入植自由移民への譲渡に適していると認められる女囚
流刑されるほどの女子は大部分重罪であり、第三ランクに該当するが、外役に充てることは風俗上不適当であること、および植民地事情から保護觀察・仮出獄扱いによる解放が多いものであった。一八五〇年を過ぎても流刑囚の数はなお入植自由移民の数を上回り、タスマニアの流刑囚管理の財源は一層厳しくなつており、累進男子も保護

観察の拡大適用により外出許可・仮出獄となつていながら、不況による失業が多く、累進制は十分に機能したとはいえない実情にあつた。ただ処遇制度として病院・教誨の制度はよく整つており、刑期が終れば銀行に強制預金せられていた本人の所持金（領置金）に五パーセントの利息をつけ返還されたという点は、当時として行届いた制度といえるものである。⁽¹²⁾

ともあれ、タスマニアのポート・アーサーは複雑な入江をもつ半島の先端湾口にあり、そこに至るにはデュナリー Dunalley とイーグルホーク・ネック Eaglehawk Neck という二箇所の狭窄地点で連結された、逃亡不可能な袋の鼠といえる立地にある。丘陵と入江に点在する監獄の廃墟に近づき、沁みついた赤煉瓦の暗褐色のサビ、その煉瓦を噛むごとく付着する無常な鉄格子を仰ぎみると、流刑囚の姿を眼前に回想させる雰囲が漂い迫ってくる。

三 ロシアの苛酷なシベリア流刑

ロシアでは、古くモスクワ大公の時代にシベリアの地の発見がなされ、ポーランド人などの戦争俘虜がこの地に送られてきている。近年、NHK の特別取材で

悲惨であったシベリア流刑の遠源ともいえる一一世紀には、ヤクーツクに城塞が築かれており、「この城塞は正方形で、八ヶ所に望楼のようなものがあつたといわれ、市の中央部に、そのうちの一カ所が、昔の面影をとどめている。⁽¹³⁾

という報道がみられている。これは一九四五年ソビエトのオクラドニコフ教授が、レナ河とその支流ビリュイ川の

流域を発掘調査した結果の紹介であるが、その後もこの古い城塞は補修され、適宜用いられ、晝は開拓流刑囚の看視塔、夜は監倉としての役割をもつ開拓監獄の遺構である。

また上層階級にはこれまでシベリア流刑の適用はみられなかつたが、一六五三年に宗教儀式の改革に反対した大僧正アヴァクムに、不服従の罪でこれを適用している。その後、ロマノフ王朝初期には親衛隊による宫廷クーデタなどがあり、兵士は笞刑・舌切斷のうえシベリア流刑に処すといった酷刑へとエスカレートしている。

一八世紀に入り、シベリアでの鉱山発見は労働力の需要を促がし、これまでの散発的な流刑から、政治犯・一般刑事犯罪者へと範囲を拡げ、地主の農奴への处罚權、締めつけを強め、農奴のシベリア流刑が激増している。

一九世紀に入つてより、これまでのシベリア流刑は三種に区分され実施されている。すなわち一八一二年の流刑法では

徒刑 (Katorzhnye) ……刑事犯の長期重罪に該たり、ネルチングクス鉱山・ウスチカラ鉱山・カザート鉱山・ゼレンノトウイ鉱山・ザフオート鉱山・カダイ鉱山・アルタイ鉱山での採鉱や、アムール、サガレン地方の伐採・採炭、のちには鉄道敷設に従事、刑期終了後も土地を与えられシベリア定住を強制される。

懲役刑 (Arrestantskie roty) ……刑事犯の軽罪に該たり、ロシア本国の一般監獄で短期服役する。

追放刑 (Ssylkana poselenie) ……最初は政治犯にのみ課せられ、指定追放地の警察監視のもとに置かれる。この追放には法のもと法廷で追放刑を宣告された者と、内務大臣の行政命令による追放と二区分の手続があり、後者による容易な追放の弊が著しく、浮浪者・住所不定の者の追放も含まれている。

その執行体制は、一八二五年以降、シベリア総督（東・西に区分）のもと、各地区的流刑管理局が統括、軍管区

がその要塞監獄の守備・護送を担当するという組織化がなされている。護送についても、チュメニー、トムスク、イリムスク、カラといった移送のための集結監獄・中継監獄を設け、途中にエターヴと呼ぶ宿営監獄・小宿営監獄を経て徒刑地へ送り込まれている。⁽¹⁴⁾

一八四五年の刑罰制度の改正により笞刑が一時廃止されているものの、一八五三年には復活、特権階級との身分差も一層鮮明化している。この改正により刑罰体系は

(a) 死刑、(b) 無期限または四年から二十年までの強制労働追放（鉱山、要塞、および工場での）、(c) シベリア流刑地への追放、(d) コーカサス流刑地への追放。特権を有しない階級に対しても、シベリアまたは強制労働地への追放は、一〇打から一〇〇打までの鞭打とともにとなっていた。刑罰はその階級の有しているすべての権利の剥奪をともない、また追放期間および鞭打数と関連して多くの階級が設けられていた。⁽¹⁵⁾

と四種に区分され、追放刑の多用がみられ、以降、運用上、統計上もシベリア送りについて流刑囚（Иоселение）と徒刑囚（Каторжный）の区分はあいまいで、多くは追放刑に吸収して扱えられており、

一八〇七年以來一八九九年に至るまでロシア本国よりシベリアに追放させられたる者の総数は、その親族を合せ八六萬四千四十九人の多きにのぼれり、すなわちシベリアにおける人口現員の凡そ六分に該当する。最近十二年間ににおいて追放したる者の総数は十萬五百八十二人にして、このうち男九萬五千八百七十六人、女四千七百六人なり。その同行せし家族は男百五十五人、女一萬七千五百五十六人、児童四萬九百人にして、すなわちこの十二年間における移送者総計十五萬九千百九十一人、すなわち追放者総数の三十六分（筆者注・三六パーセント）を占む。⁽¹⁶⁾

と伝えるように膨大な数である。当時の流刑の実情をリヤルに、学術的に伝えるショッキングな調査記録として、ケナンの「シベリアとその流刑制度」（一八九二）が著名であるが、トルストイ、ゴーリキ、ドストエフスキイ、チエーホフなどの文章力ある作家の体験や著書により、その実態が一層驚きをもつて知られてゆく。ドストエフスキイの『死の家の記録』は著者のオムスク監獄在監中の記録によるもので、

わたしたちの二つの病室には、ここ町とその付近一帯におかれている歩兵大隊、懲治隊、その他の特殊部隊から、笞刑を受けた未決囚がぜんぶ送られてきた。わたしはまだはじめのころ、周囲に生ずる一切の事物を貪るような目で観察していたが、その時分、わたしにとって奇怪なこれらの制度や、すでに処刑された人々や、これから処刑されようとしている人々などは、自然の道理として、きわめて強烈な印象をわたしに与えたものである。わたしは興奮し、惑乱し、驚愕を感じた。忘れもしない、わたしはそのときとつぜん性急な気持ちで、これらの新しい現象を微に入り、細を穿つて究めようとした。⁽¹³⁾

と記し、「人間の天性はどこまで曲げられるものか、想像もむずかしいくらいである」と、刑執行のおぞましさを語っている。その実態は同書を読まれる人々にあえて委ねなく、トルストイの『復活』においても、足枷と鎖の騒音を響かせながら、切々たる物乞いの歌を叫びながら行進する流刑隊の姿や、「女囚と男囚、看守、護送兵との間には無恥な淫蕩の習慣が固定していた」との記述が各所にみられる。チエーホフも『シベリアの旅』（一八八七年）と『サハリン島』（一八九〇年、一八九五年に単行本で出版）という二つの流刑文学を記しているが、『シベリアの旅』では

「渡し舟に乗る。渡船夫たちは罵りわめきながら櫂をとる。これは土着の百姓ではない。無賴な生活のため社^ど」

会に攘斥ひんせきされてここへ送られてきた、まぎれもない追放囚である。だが登録先の村でも、やはり彼らは暮せないのだ。だいいち退屈だし、耕作の術すべはもともと知らないか、さもなければ忘れてはいるし、よその地面はかわいくもないし——そんなわけでここへ出て、渡舟場稼ぎをしているのである。どれもこれも、瘦せこけてすさまじ切つた顔つきをしている。それにその表情といつたらどうだ！　この人たちはここまで来る道々、手銃で一人ずつつなぎあわされて囚人舟に乗せられたり、列を組んで街道を歩かされたり、百姓小屋に泊つて南京虫に所きらわずに刺されたりする間に、骨の髄まで麻痺してしまったのだ』また別の場面、トロイカでの旅の道中では、「それから猛烈な罵詈雜言ばりぎうごんがはじまる「瘡やかさでも出来せ！」と衝突した御者がわめく「その口に瘡さ搔け！　眼はどこへ付けるだ、この老耄おじぱれめが」「どつちが悪いだ」と老人は泣き声でわめく（中略）御者たちはありつけの声を出して罵り合う。その声は十露里先でも聞えるに違いない。とてもたまらぬほど呶鳴り散らす。相手の持ち合わせているあらゆる聖なるもの貴いもの大事なものを、何から何まで残らず辱めはずかし去らねばやまぬ、これらの醜悪きわまる言葉や文句を考え出すには、さぞかし莫大な機智や憎念や不淨な考えが消費されたことだろう。こんな悪口のつける者は、シベリヤの御者や渡船夫のほかにはいない。みんな囚徒に仕込まれたのだという。しかも御者の中でいちばん大声に罵り狂うのは、ぶつけた当の御者である。⁽¹⁸⁾

といった殺伐たる会話を伝えるとともに、つきのよきの厳しい論評を記しており、注目されるものである。

「今日、死刑はよくよくの場合でないと適用されないというのは、しばしば耳にする言葉だが、これは必ずしも当っていない。死刑に代つたとされる最高の刑罰手段はいずれも、依然その最も重要かつ本質的な徵候を保ち続けているのである。つまりそれは、終身性、無期性だ。そのどれを見ても、犯罪者を平常な人間社会から永久

に遠ざけるという、死刑直伝の使命を帯びている。したがって重罪を犯した人間が、そのうちに生を享けかつ成長した社会から葬り去られるという点では、死刑横行時代と何の変りもないものである。割合に人道的とされていわがロシアの法律では、刑事犯も懲治犯も共に最高の刑はほとんど終身刑である。徒刑は必然的に永久の追放を伴つてゐる。追放刑が怖ろしいのは実はその終身性に依つてゐる。また懲役に処せられた者は、刑期が満ちたとき社会がもしその仲間入りを拒むなら、シベリアに追放される。以上の場合はほとんどすべてを通じて、権利の剥奪は終身的性質を帶びてゐる」（中略）「もう二、三十年來わが国の思索的インテリゲンチャは、犯罪者はすべて社会の產物なりという文句を繰り返してゐる。だがそう言いながら、なんとこの產物に無関心なことだろ。鉄窓につながれた人々や流刑に悩める人々にたいするこれほどの冷淡さは、キリスト教団として、またキリスト教団の文献として合点の行かぬことだが、その真因はわが国の法学者の極度の蒙昧に根ざしてゐるのだ。彼の無学はもとよりながら、職業的偏見にとらわれてゐる点でも、そのまきちらす^{いらぐさ}尋草の種（つまりうるさい三百代言たち）となんら^{えら}あらざるところはない。彼が大学の試験を受けるのは、人間を審き、人間に下獄や流刑を宣告するようになりたいからである。役につき月給をもらって、する事といえば審いて宣告をするだけだ。犯罪者が判決の後でどこへ行くのか、さらに監獄とは何ぞシベリアとは何ぞということは、もとより知りもせず興味もない。これは彼の権限の外にあって、すでに赤鼻の護送吏と獄吏の仕事なのだ。⁽¹³⁾

辛酸な流刑囚の姿を眼のあたりに見る旅行記とも記録文学といえる囚人の島『サガリン島』についても、「私にとつて今や地獄のように思われます」との言葉を記すように、その内容は流刑囚の無為と生氣のなさ、性欲のみが慰みといった人間的堕落を、医師という視点で抱えているものが多い。サガリンでは政治犯との接触が禁じられた

ため、それに触れるものは無いが、サハリンには女帝エカテリーナ二世の寵臣として知られたボチョムキンや、殺人鬼テレーホフなどの有名人が、流刑の刑期を終えこの地に定住していることなどを伝えている。ロシアの流刑地では古くから「笞刑」や「四輪馬車・運搬手押車」への鎖つなぎという懲罰・制裁があり、官憲に拘束されている流刑囚・徒刑囚の頭髪の右半分を目印として強制的に剃り落させているが、近年、イスラエルのディオゲネス社からチエーホフの写真が出版され、文芸春秋社から『チエーホフの風景⁽¹⁰⁾』と題し翻訳出版されているなかに、それを示す囚徒の貴重な写真が収録されており、改めてその事実を確認することができた。世界の三大流刑国といわれるフランス、イギリス、ロシアのいずれをみても、流刑囚としてのちのち成功した例はごく僅かであり、その多くは現地で悲惨な生涯を閉じていている。歴史的にいっても流刑制度は本人にとり有害無益で、改善力を見出すことはできなかつたと評すべきである。

四 中國の伝統的な屯田開拓と塩鐵論

周以前の流刑には放・遷・竄・謫・逐・屏・殛という語をもつて同意をあらわしている。舜の四罪（四兇）といわれるもののうち、

「共工ヲ幽州（北裔ノ地）ニ流シ、驩兜ヲ崇山（南裔ノ地）ニ放チ、三苗ヲ三危（西裔ノ地）ニ竄シ、鯀ヲ羽山（東裔ノ地）ニ殛⁽¹¹⁾ス」

といふのは、当時の兇悪犯人の名である共工・驩兜・鯀を指し、三苗とは権勢になびかぬ邊部族の地名を指し、その族長を流刑に処したこと意味するものと考えられる。これらの故事に立ち

「晋、その大天胥甲父を衛に放つ（左伝、宣公元年の条）、三苗を三危に遷す（史記、五帝本紀）、三苗を三危に竄す（書經、舜典）、謫は史記の始皇本紀に初めてあらわれる。鯀、すなわち殛死し（書經、洪範）、楚王、張儀を魏に逐つ（戦国策、楚策）、之を四方に屏す（礼記、王制）」

といった請書に散見される用例が摘示されている。

中国ではヨーロッパのごとく植民地開拓そのものを目的とするのではなく、辺境防備を兼ねさせる辺戍の役と屯田的開拓という色彩が伝統的に強く、中央集権体制の確立という政治目的達成の手段としての機能の方が強い。

秦始皇帝紀に「隠宮徒刑者七十余萬人」とあるように阿房宮の造営の使役に充て、始皇二八年（紀元前二一九）麗山の皇陵工事を進めるための樹木伐採に徒刑者三〇〇〇人を用い、同三五年（紀元前二一二）自らの陵墓を造らせるために使役、その間、中央集権強化策・辺境防備のため諸侯に万里の長城の築城を課している。この築城は「夜暮築長城、城旦四歲也」（焚書の令）といわれるよう、晝は外敵の警戒にあたり、早朝もしくは日没後、築城作業に就くのである。⁽¹⁴⁾

外敵警戒の役目もある点、囚徒を辺境の防衛に用いる充軍辺戍の制で、これら辺境に流す「謫」は、始皇本紀十三年、三十五年の条にもみえている。

これが漢代になると、漢の孝武帝から宣帝に至る間、西域の支配と交通路開拓に大いに力を注いでおり、屯田制も採られている。⁽¹⁵⁾ 後漢の永平十六年（紀元七三）秋九月には死罪の繫囚を、一等減じて燉煌に流配するなどの記録もみられる。

漢代では肉刑が衰退、刑罰体系はこうした屋外の土木を中心とした作刑（労作刑）が主体となり、開拓も刑罰体

系の中に折込まれてゐる、作刑は秦の労役刑を踏襲したもので、一歳刑から五歳刑までの有期五等をもつて軽重と定め、二歳刑以下はその勞に耐えるべく耐刑とも呼ばれてゐる。各刑について説明すれば。

一歳刑（刑期三月ないし一年の戍罰作刑）…………男子を国境（外地）に駐屯する戍備官（營所・屯所の係官）に護送し、その雑用ならびに守備要員に供した。主として犯姦の罪の者に科している。女子に用いた復作は内地での官役を云い、復とは作を弛める寛刑・輕罪である（漢書宣帝紀注）。

二歳刑（刑期二年の司冠・作如司冠刑）…………司冠とは男子を国内にある盜賊の警戒という警察的軍役に充てるもので、作如司冠は女子をこの代わりとして内地の官役に充ててゐる。これも主として犯姦の罪に科してゐる。

三歳刑（刑期三年の鬼薪・白粲刑）…………鬼薪は男子に対し鬼神祭礼用の薪採り、白粲は女子に対し祭祠用の米搗きをさせるものである。

四歳刑（刑期四年の完城旦春刑）…………男は城旦の刑（築城の労役）であるが、完はすなわち頭髪を剃ることだけ免除、女子は代わりに春、すなわち内地で米搗きをさせた。

五歳刑（刑期五年の髡鉗城旦春刑）…………男子は城旦の刑であるが、髡すなわち頭を剃り一般人と容貌をあえて異なる刑を併科、さらに鉗すなわち金属製の首輪をはめる刑を併科。女子は四歳刑より米搗きが一年長いだけである（^{西漢}）。

作刑は軍團監督下の軍役という実態をもつことと、五歳刑が奇態な風体の髪鉗という付加刑をもつといふ点である。西欧の物視した奴隸刑と異なり、『唐津疏議』の「徒は奴也、之を奴辱するなり」という注釈どおり、名譽をがす刑という意味合いをもたせてゐることに注目したい。ともあれ、漢代では重罪に連坐する者は「徒辺」とし

て辺境に移され、妻子も「女徒雇山」といつて帰宅を許されるが、金銭で人を雇い山で木を伐らせるという代替刑に処せられている。⁽¹⁴⁾こうしたことが「徳主刑補」の、徳刑併せ用いる「札刑」(刑徳の結合)の施策に一致するものと考えているが、実際は王族・官僚・封建特権地主層を擁護、屯田も官田の拡大化をはかるいっぽう、塩・鉄の官當化により製塩・製鉄を豪族・豪商からその經營権を奪い、国の専売とする施策の一環であつた。⁽¹⁵⁾こうして漢の武帝は許可なく金銭・鉄器を鋳造する者には左趾に鉢を付し、死刑あるいは邊戍の役に処しており、官當の塩鉄製造の時期は『札記』の陰陽説にもとづいて陽の春夏に実施(秋冬は陰で刑獄殺戮)⁽¹⁶⁾、現代ではこの事情を一般的に

前漢の武帝が、財政難打開のために行なつた塩・鉄・酒の専売の存廃について、昭帝の時、諸国より集められた賢良・文学と丞相・御史大夫らが論議したものと、宣帝の時、恒寛が編纂した書。一〇巻、前漢の政治・社会・経済・学芸などをうかがうに足る。⁽¹⁷⁾

と解説し伝えていた。その後、中国は北斎・西魏など魏晉南北朝時代から隋唐の時代へと移つてゆくが、北斎などでは長徒といって、徒刑に笞八十を付加した六歳刑という例外もみられ、北周では「再び徒に当る罪を犯し、三度鞭に当る罪を犯すときは、これを終身労役刑を科する」という科刑基準がみられている。仁井田陸博士は

漢の文帝時代、死刑に次ぐ重刑とされた笞刑の地位は、その後、漢代においてすでに動搖をきたし、魏晉南北朝時代では、鞭杖刑・杖笞刑はむしろ軽罪として扱われるに至つたのである。したがつてこの時代では、笞刑制度上、漢代におけるほどの失敗は再び繰り返されることはなかつた、隋唐の五刑「笞杖徒流死」の笞杖は、直接には北周律の制度によるところである。身体刑のなかでも、漢の文帝時代、全般的に廢止の運命にあつた肉刑は、その後、歴朝の間に復活論が繰り返されながら、律の刑罰体系のなかには復活しないでしまつた。⁽¹⁸⁾

と説明されるよう、笞・杖・徒・流・死という刑罰体系を整えるに至った隋唐律への経緯が知られる。ただ隋・唐という政治的安定と統一をみた時代であるが、強大な公権力を背景に、屯田・開拓に罪囚を用いる方針には変りなく、事業収益性のある製鉄資源や塩の採取には一層の意が払われる方向にある。唐の玄宗六年、河中の尹（長官）に任命された姜師度は塩屯を設営して大いに利益を収めたとか、文献上、諸道節度使・転運使・塩鐵使の動きが活発にみられてゆく。⁽¹⁴⁾

宋・遼・金代においても同様で、役卒刑徒に閑田を給し、耕牛を与え、塩鐵使・屯田使・屯田司・転運司などの監督のもと、治山治水・屯田・道路の開鑿を促す行政は一層強化されている。元代に至っても堰堤を築き、溝渠を疎通させるとか、浙西地方では盜賊防止の策として屯田を推進⁽¹⁵⁾、羅里などの擾氏には遺（流刑）を決し屯田に振向けており、延祐六年、仁宗のときには流刑囚を放つて肇州に屯田を設営、順帝も練兵順農に精励させている。⁽¹⁶⁾

明代には四川鳳陽などへの流謫が眼につき、貴州より塩を運ばせ鎮遠で米に換えさせるという、いわゆる「開中」「開中の法」がおこなわれており、特に明の世宗の代では屯田・塩・鉄の諸務に力を入れている。各辺彊に「塩屯を興す」とか、「塩法」「塩策」「塩政」という言葉が瀬出し督励されている。⁽¹⁷⁾明の仲宗の代になつても、屯政・塩策が重視され、苦心の施策を見るのであるが、屯費・屯糧の激減と不足、屯兵の鬭争や屯田廃壊の弊を抑えることが困難になつてきている。⁽¹⁸⁾

罪囚を積極的に利用し、牢外で強制使役する塩鉄の施策は、律法の情聴・德司に立つ蘇仲舒や陳寵などの「春秋公羊学」「春秋の義」などの論あることを踏まえ認識しつつも、罪囚の効率的な公役化と、重商主義的発想に立つ軀役の「塩鉄論」に変容、推進し運用されていったと説明できるもので、云うなれば、「塩鉄論」は、刑罰史の視

点からは、いつしか中国風のハードな実利的外役行刑・変形的外役行刑の実践を、歴史的に伝える用語ともなつてゐることに気づくのである。

五 わが国の集治監体制にみる拓植行刑

国土狭少で島国でもあるわが国では、罪囚を集團で開拓に充てるということは、近代に至るまでその例をみない。明治維新になつてより、伝えられる赤蝦夷・ロシアの南下という国防上の恐怖が、現実の切実な外交上・軍事上の重大問題であることを知るにおよび、わが国の北の門に鍵をかけるべきだとする『北門鎖鑰論』が国是となつてゐる。ここに重罪囚と屯田兵を抱き合せた軍事・刑罰先行の北海道開拓という先兵的発想が生まれ、北海道開拓の政策的緊急性、北海道開拓のスピード・アップという使命がにわかに浮上するのである。

その外交的対応として樺太の雑居規則の交渉や、千島樺太交換条約の通訳・開拓大主典として現地の前哨的接渉にあたつてきた米国留学の経験者・國際感覚のある大井上輝前を、ロシア船来航が多くみられた釧路集治監初代典獄に据えるとか、その後任に公使館書記官の寺田機一を据えるなど異例の人事がみられ、軍事的対応として集治監設置構想に平行して、その罪囚の逃亡防止・罪囚の手による屯田兵村の開拓・建設という扱いをも含め、集治監設置の近隣に江別屯田兵村（樺戸集治監）・滝川屯田兵村（空知集治監）・太田屯田兵村（釧路集治監）を配置してゆくなどの動きから、それを読みとることができる。ここに北海道をわが国の領土として確実に保全するための緊急性ある使命が、内地の重罪囚処遇の問題とからめ求められたわけである。

罪囚を北海道に送り込むとする発想は明治十一年三月、元老院で「全国の罪囚を特定の島嶼に流し総懲治監と

す」という決議ながされており、明治十四年二月の太政官布告で、集治監に拘禁する囚徒を終身刑・国事犯三年以上と指示、さらに明治十五年、刑法（旧刑法）・刑法附則施行に合わせ、徒刑（改定律例の換刑）・流刑・重懲役十年以上の者を北海道集治監に集築するなど、内地の治安の安全弁的役割を加えている。この具体化としての考え方には、ハーバード大学で法律学を学んできた太政官大書記官金子堅太郎の『北海道三県復命書』（明治十八年八月）に、

彼等ハモトヨリ暴戾ノ悪徒ナレバ、ソノ苦役ニタエズ斃死スルモ、尋常ノ工夫ガ妻子ヲノコシテ骨ヲ山野ニウズムルノ惨情トコトナリ、マタ今日ノゴトク重罪犯人多クシティタズラニ国庫支出ノ監獄費ヲ増加スルノ際ナレバ、囚徒ヲシテコレヲ必要ノ工事ニ服セシメ、モシコレニタエズ斃レ死シテ、ソノ人員ヲ減少スルハ監獄費支出ノ困難ヲ告グル今日ニオイテ、万止ムヲ得ザル政略ナリ。

マタ尋常ノ工夫ヲ使役スルト囚徒ヲ使役スルトソノ賃金の比較ヲアグレバ、北海道ニオイテ尋常ノ工夫ハ概シテ一日ノ賃金四十錢ヨリクダラズ、囚徒ハワズカニ一日金十八錢ヲウルモノナリ、シカラバスナワチ囚徒ヲ使役スルトキハ、コノ開鑿費用中工夫ノ賃金ニオイテ過半数以上ノ減額ヲ見ルナラン。コレ実ニ一挙両全ノ策トイウベキナリ。

現時ノゴトク十年以上ノ大罪人ヲ北海道ノ辺境ニ移シ、房室飯食衣服等、一々コレヲ内地ヨリ輸入シテ非常ノ金ヲツイヤシ、ソノ使役ノ方法ニイタツテハ輕犯罪ニコトナラズ、コレヲ優待シテ悔悟ノ日ヲ待チテコレヲ土着セシメントスルモノハ、重罪人を懲戒スルノ効ナキノミナラズ、マタ政府ノ得策ニアラザルナリ。ヨロシクコレラ囚徒ヲ駆ツテ尋常工夫ノ堪ユルアタワザル困難ノ衝ニアタラシムベキモノトス(註)

とある」とく、北海道に集治監を設け、囚徒を道路開鑿事業に使役させるべきであるという建議であり、これと同時に内務卿山県有明が

近年罪囚洩リニ其数ヲ増シ、監獄ノ事務亦隨テ益々繁冗ヲ加フ、惟フニ罪囚ノ此ノ如ク倍蓰スルモノ、其由テ来ル所一二止マラズト雖モ、抑亦監獄待囚ノ方、各地未ダ一定ノ主義ニ拠ラズ、寛嚴其宣シキヲ失スルニ因ラザルナキヲ得ンヤ、抑監獄ノ目的ハ懲戒ニアリ、數誨訓導以テ防遇遷善ノ道ニ誘フベキコト素ヨリ司獄ノ務ムベキ所ナリト雖モ、懲戒駆役堪ヘ難キノ劳苦ヲ与ヘ、罪囚ヲシテ囚獄ノ畏ルベキヲ知リ、再ビ罪ヲ犯スノ惡念ヲ断タシムルモノ、是レ監獄本分ノ主義ナリトス

とある有名な『苦役本分論』⁽¹⁸⁾といわれる訓令が金子の建築を追認するのである。云うまでもなくこの発想は、フランスが植民地の西アフリカ等で永年実施した *maison centrale* (日本では集治監を呼称) 方式に立つ奴隸・罪囚の使役で長期重罪の懲役囚・流罪囚の労働力を外役に用いた集団的管理方式を北海道に応用し採るものであつて、罪囚にとつては、これこそまさに「死の憲法」の発布であつた。

集治監は樺戸（現・北海道樺戸郡月形町）を本監に、空知・釧路・網走・十勝の各分監を設けてゆく集治監群は内務省直轄であり、札幌監獄・函館監獄の系統は開拓史・三県一局時代・道府時代と続き、いわば内地の県監獄に相当するものである。よつて当時北海道には二系統の監獄があつたわけである。明治十四年から三十六年にかけ存続した各集治監の主要な開拓業績を示せば、つぎのような事柄が挙げられる。

樺戸本監……森林伐採、農耕地の造成、石狩川の防堤・峯延道路の開鑿、橋梁・家屋・寺院の建設
空知分監……幌内炭山の石炭採掘、市来知水道の敷設（横浜に次ぐわが国二番目の水道）、上川坂道路開鑿

釧路分監……最初は標茶と呼ばれ、露天の硫黄山跡佐登（アトサヌプリ）の硫黄採掘搬出、建築用材の伐採搬出

出

網走分監……森林伐採、農耕地の造成、旭川に向けた中央道路の開鑿十勝分監……帶広監獄の前身、洋式大農場の造成、狩勝峠の開鑿ならびにその鉄道線路敷設工事の外役には一本の枕木に一囚の人柱（民間の監獄部屋人夫の犠牲者を含む）といわれるほどの難工事にある。

集治監の罪囚による開墾地は実に五二七万六〇〇坪、峻崖懸壁の山間部・内陸部の道路開鑿は、国道三十九号線（旭川→北見）、同十二号線（札幌→旭川）を始め、その路線延長は実に百八十一里（七二四キロ）と、札幌以北の北海道の大動脈を通じており、地味のよい女満別・美幌などにいち早く移民を入植させており、北海道開拓の突破口、開拓のブルザート的役割を果たしている。しかし、その開拓の実情は凄惨無情、白雪血の染むこの世の生き地獄さながらであつて、金子の建築どおり、山県の「囚人は苦役をもつて本分とすべし」との、軍人勅諭なみの『苦役本分論』どおり実施せられている。開拓囚は尋常工夫では堪ゆることのできない労苦のもと軀使され、病因は鉄鎖のまま斃れ、それでもなお野を這うごとく移動してゆく北辺の“動く監獄・外役”として、“死の開拓道路”別名“囚人道路”を呼ばれているが、開拓の至上命令に用いられていった。

その罪囚の消耗と補充は、内地の集治監に付設（兵庫のみ独立）せられた仮留監、すなわち

兵庫仮留監……関西・北陸・山陰・中国・四国

東京仮留監……関東・東海・三重

宮城仮留監……東北六県と新潟

三池仮留監……九州各県

という地方区分により警察通伝でそれぞれ押送、仮留のうえ不定期便で海路北海道へ護送されていったのである。北海道の集治監に護送せられた罪囚は、いずれも内地での大事件にかかわる人物であって、わずかながら例示すれば、つぎのような人々である。

○ 兇囚・有名囚の事例

西川寅吉……五寸釘寅吉の異名をもつ、強盜強姦罪、脱獄囚

大沢房次郎……海賊房次郎の異名をもつ、少年時代は川越幼年監、徴兵後は兵舎から脱走、軍法会議で持凶器強盜の罪により無期徒刑

坂本慶次郎……稻妻強盜の異名をもつ早足の怪盜、のち市ヶ谷監獄で絞首刑となる

関口文七……警視庁監獄破り、前橋監獄未決監解放の凶囚(13)

大田外記……厚田七囚事件の主魁、兇暴囚

中野甚之助……茨城の強盗で脱獄の名人、囚人護送船より津軽海峡に飛込む第一号、厚田七囚事件の一人

熊坂長庵……冤罪の疑いが濃い人物。藤田組贋札事件で無期徒刑。相模国愛甲郡中津の医師兼画家。同地方では著名な学者

○ 政治犯の事例

小山豊太郎……清国の講和全權大使李鴻章を狙撃の犯人

津田三蔵……ロシア皇太子を斬りつけた大津事件の巡査

相原尚聚……板垣退助を刺した犯人

○ 政治犯のうち自由民権運動関連事例

秋田事件（明治十四年） 柏木第六・館友蔵・川越庫吉の三人

群馬事件（明治十七年） 宮部襄。岩井丑五郎ら五人

秩父事件（明治十七年） 堀口栄次郎ら三人

福島・加波山事件（明治十七年） 河野広体・鯉沼九八郎・天野市太郎・小林篤太郎ら九人

静岡事件（明治十七年） 凑省三・中野二郎三郎・山岡音高ら十三人

名古屋事件（明治十九年） 奥宮健之・塚原久輪吉・鈴木桂太郎ら十二人

尻無川事件（明治二十年） 間直三ら二人。

これらの人々と時代が織りなす百年の歳月を回顧、北海道百年の「樺戸監獄物故者神仏合同慰靈祭」に、私はひとつの総括的所感として、つぎの詩を献げその靈を慰める機会を得た。

北海道百年

『無名開拓囚の靈に捧ぐ』

重松一義

晴れ渡りしや樺戸月形の月

曇りし日あらん空知三笠の月

君が逝きし風雪のもと……

君に罪ありか無しか

遠流无情 悲し北辺開拓に殉ず

開道ここに百年の歳月を経し

いまに成せり北辺開拓の夢

君が辛苦は君が血涙は

北海千里を歩みて

その首尾腹背を拓く

さらばなお君が礎えあり

憶君が靈とこしえにありて

万鏡に映ず

行刑無窮なるかな吾は君に学びたり

刑ぞまこと 実践的な愛に他なく

君が靈 うるわしく

眠れ 石狩の流れは清し

吾れと共にひざまづきて……

また往きし歳月ぞ知る

君が靈 やすらかに

眠れ 無名なるかな尊し

吾れと共にひざまづきて……

彼方なる黙星ぞ知る

この詩は本監樺戸の所在地、現月形町の開拓保健婦で日本詩吟学院五段の太田静子さんが、墓前で朗々と吟じていただいたものである。⁽¹⁴⁾

考えてみれば、北海道集治監の功罪はまことに多様であるが、拙著『北海道行刑史』を通じ、

明治維新後、政治的震幅の殊のほか大きい、北海道行刑制度の改廃、統合、推進は、同時に北海道開拓の楔となり、礎石となり、あるいは、近代行刑制度へと脱皮する階段の、貴重な試行錯誤として反映しており、その功罪はまことに多様である。これを、日本の歴史という視点から捉えた場合、明治新政府が北海道にうつた重要施策の一つである集治監、屯田兵の創設などは、とりもなおさず、近代国家へ飛躍しようとする当時の刑罰および軍事の先行性を象徴するものである。そして、その実際化が、まず北海道の地においてなされたということであ

る。

また、北海道の存在は、明治維新を中心とする近代日本誕生の激流に、弾力と余裕を与えた安全弁的役割をも具有したと見てよからう。これは外交、経済、軍事、行刑を含めた治安など、あらゆる面からいえる、この他の植民地的性格に根ざすものである。

思うに、こうした原則的国是を起点として描かれた北海道行刑の歩みは、明治初年の戊辰戦役、西南戦役での敗残武士や、自由民権運動の志士が囚徒と化し、さらに重罪兇悪囚の流刑地、果ては貧窮移民のるつぼと、まさに初期の北海道は、内地より、そして当時の世流よりはじき出された、敗者の辿る服罪史の場といった共通的側面もあつたと云えよう。また一面、日本の近代資本主義胎頭期にみられる、囚徒の炭坑役夫、道路の開鑿は、土工夫の、いわゆる監獄部屋と共に、苛酷な北海道労働史の一頁と交錯するものもある。

こうした、多くの立場から捉えられる北辺の歴史であるが、何としても銘記すべきは、初期北海道行刑の歴史は北海道開拓史そのものであり、そこに占める日本史上の役割は、まことに大きいということであると論評をその序に加えたところである。

北海道以外の集治監による外役には宮城集治監雄勝浜外役所での石盤採取事例があるが、規模も小さく局地的で、大海嘯（津波）により外役所は海に呑まれた大惨事となつて終つてゐる。もう一つの集治監での外役といえば三池集治監での採炭である。罪囚を地下に追い込み作業をさせるという先例には旧幕時代の安永七年（一七七八）、佐渡金山での水替人足制があり、幕末には安政三年（一八五六）六月、箱館の罪囚を東蝦夷地久寿里の白糠炭山に送り、黒船に石炭を供給させた事例がある。明治に入つてからは先述の空知分監での幌内炭山への出役をみる。

ところで三池集治監の採炭は、海軍の予備炭田として富國強兵策の一翼を以てゐない、近代資本主義国家へ飛躍をめざす政策に沿うもので、拓殖といえどその名分に立つが、本格的な石炭専門の、永続を求められた地中監獄という使命を帯び創設されたものである。この地での採炭は安政二年（一八五五）頃より三藩藩府の經營として小規模ながらみられてゐるが、明治六年（一八七三）これが新政府の鉱山寮直営（官営）が事業として三藩県の懲役囚五〇名を竜湖瀬から大车田港に至る石炭の運搬作業に就労させていた。これが罪囚出役のはじめであるが坑内採炭の作業ではなかつた。その獄舎は拘禁場（敷地一四七坪二合五夕）と呼ばれ、翌明治七年には長崎県下の囚徒が鉱山寮直営の高島炭坑にも出役している。

高島炭坑については吉本襄「高島炭坑鉱夫虐待の実況」といつた報告書もあり、相當に苛酷な就労が伝えられてゐるが、その掘られた石炭は、鍋島直正と英商グラバーとの提携により、明治九年頃から英一番館の手で支那海岸の市場に売りさばかれており、石炭の価格は商品価値を増し次第につりあげられている。三池の石炭も明治九年には輸出量七七六トンであったが、明治一三年には七万トンと、四年間に九十倍と驚異的な伸びを示し、いづれも有明海を曳き船で島原口之津へ運ばれ、上海、香港、シンガポールへと輸出されている。⁽¹⁵⁾

この明治一三年、工部書記官小林秀知が三池鉱山分局長として採鉱を督励、同時に三池に西国各県の懲役囚を集め、鉱山労働に充てようとする案を太政官に上申している。これは同年六月北海道に幌内炭坑出役を目的とした鉱山監獄「空知集治監」が設置されたことに倣うもので、この案は直ちに採納され、明治一六年（一八八三）四月一四日、二池郡駿馬村の丘上平坦地に三池集治監が開庁の運びとなつてゐる。

内務省直轄の同監は、開庁と同時に東京集治監其他より重罪囚を移入したため罪質が一変、大監獄制の長期重罪

監として頭初囚情はまことに不安定であった。初代典獄神原富文は三池鉱業所と密接な連絡を保ちながら七浦抗に出役させているが、まず夜間出役者には夜食を給与、同年一月二一日には本派本願寺の教誨師郡博忍を招き、工場または検身場の一隅に仏画像を掲げ、読経ののち教誨をほどこすなど、心を配った教化的の待遇をみせている。ところで同年九月二一日夜、この三池集治監とは別個に、旧来より出役している熊本県監獄の囚徒が大浦抗で暴動を引起している。これは抗内に放火、良民二三名、囚徒二十四名、馬匹一三頭が焼死という出役史上最大の不祥事故であつた。事故原因については種々取沙汰されたが、極度の労働強化により、坑内を焼毀、廃抗とすることにより苦役から免れようと/orするもので、大事故でありながら逃亡者が一人もないという理由はここにあつたといわれている。

この事故により熊本県監獄三池出張所は閉鎖して引揚げ、これに比例して三池集治監の囚徒は次第に増加、明治二〇年には一〇〇〇名を越え、翌二一年末には一四六三名にまでになっている。ところで急増した三池集治監でも、熊本県監獄三池出張所の暴動に刺激され、明治一七年から一八年にかけ監内での囚徒同志の反目・騒動が続発、その因情は

一般に兇猛、樺惡のもの多く、特に抗内は官吏の監督周到ならざるを以て密かに不穏の動作もありたりと思う。内役と称する普通の作業は僅少に止り、作業の大部分は採炭にして昼夜一週間更代にて採炭量の多き方を甲方とし、少き方を乙方と呼べり。甲乙互に競争し、其間に膂力勝れ奸惡にして智謀に長けたるもの一方の巨魁となり、相互軋轢し、囚人間の小争絶えず、自然不和の情重なり、囚人吉野探雲なるもの甲方の頭目となり、吉村虎吉なるものは乙方の頭目たり、其れに付随せる囚人は乾分の如き関係ありて、頭目は親分の如く敬事せらる。

明治二十一年頃軋轔益甚しく、甲方の吉野探雲を其々囚共謀して之を途中に要撃して斃せり、而して乙方のみ独り勢力を得て、常に吉野の残党を圧迫せり、吉野の残党忿激禁じ難く遂に乙方の吉村虎吉を襲殺せり。爾来相互の反目愈劇く争闘止むときなし。同年不良囚と認めらるるもの百名を北海道集治監に移監せられたるも、残党猶ほ存し囚情穩かならず。同二十二年憲兵を監内に駐屯せしめ、彼等の横暴を制止するに努め、憲兵中尉米沢元子、曹長一人、軍曹一人、伍長二人以下二十人の憲兵獄内にありて警戒し、爾來駐兵の数を次第に減少せしも、同二十八年頃まで監獄吏員と協力して監内の秩序と規律の厳守を強要し、囚情漸次平靜に向へりと云ふ。^(通)

との事情が伝えられている。監獄内に憲兵を派遣するという事例は極めて例外に属するが、これほど長期間の常駐は、わが国行刑史上三池集治監のみである。この反目・騒動への分散拘禁措置として、明治一八年とりあえず関西丸で暴動囚を兵庫県松原口芦原の兵庫仮留監に送つてゐるが、翌明治一九年九月ここでも暴動を起し、九月一日首謀囚数十名を伊勢丸で北海道の集治監へ押送する始末となつてゐる。さらに明治二一年には先述のとおり百名も北海道集治監へ直送、開拓に充ててゐるのであって、三池集治監がいかに難治監であつたかを知ることができよう。その責任者である初期の典獄は、いすれも東京集治監・宮城県集治監・小管監獄・巣鴨監獄の典獄という監獄の筆頭典獄が異例にも就任、その任にあたつていることによつても理解されるところである。

さらに、もう一つ三池集治監の変革として特筆されねばならないことは、大蔵省直轄の官営事業で、官営炭坑中で唯一の黒字である三池を三井が落札、ここに囚徒を出役させてゐる集治監および各県監獄は、民間資本の當利に奉仕する御用機関・請負業となるのである。ちなみに、この民業移管の當時、三池集治監には一四六三名、福岡県三池出張所には四六〇名、熊本県監獄三池出張所には二三二名、合計二一四四名の囚徒を抱えており、三池が採炭

に従事する者の六九%を占めていたのである。ただ明治二三年と一四年は不況で三池炭坑の資金繰りが最も苦しい時であつたが、やがて新坑の開発として明治二八年二月「修羅坑」といわれることになる宮の原堅抗の開削がはじめられている。この大規模な堅抗開削工事は、前年完成した勝立抗と共に三池集治監の囚徒の労働史の中でも最も危険な排水の難工事で、あい続く落盤事故の犠牲の挙句に出来上っている。宮の原抗を背にする丘の権現堂や「俱会一処」の無縁墓地はこの犠牲者のものと云われている。

現世の修羅場と自他共に認める宮の原抗跡は、現在でも高層の堅抗がそのままみられ、わずか一〇メートル北側には当時の仮監である本格的な赤煉瓦の建物があり、その高窓は鉄格子を囲み、現在でも吊し柿状の頑丈な特殊錠(縦二〇センチ・横巾一八センチ)が一個、扉のかんぬきに固く喰い込んでぶら下がっている。

この宮の原抗へ「連鎖」という一人一組の連結戒具でつながれ、数百の囚徒の一団が隊伍を整えて朝夕集治監の本監からぞろぞろ往復する駆馬村の小道を、「囚徒道」と土地の人々は呼んでいる。S字型に起伏して曲り、およそ一キロ余りはある。道巾の狭い小道である。この途中で妻子に面会を許したとか、村人からひそかに食い物をもらつたとか、今にのこる放免囚長屋にまつわる涙は哀切たる話が、実話として数多く遺されている。

六 わが国の集治監以外の大規模外役

強行された集治監での過酷な大規模外役への批判と反省は、恐怖であつた地元の逃走防止などに配慮されながら、また外役の縮少、小規模化をはかりつつも、内地各県では明治二〇年頃まで各所で出役の記録がみられる。『公文編年録』『日本近世行刑史稿』⁽¹³⁾や拙著『日本刑罰史年表』などに掲げる諸例としては、

明治二年四月に和歌山藩、同六月佐倉藩が囚徒を道路修理工事に出役。明治三年七月、名東県（徳島県）は橋の掃除・堤防工事に出役。明治四年静岡藩は橋梁修繕などに出役、明治五年一月静岡県は旧三河藩の囚徒を岡崎に集禁し、岡崎城取毀しに使役、同八月石川県も小松城跡の整地開墾に従事。明治六年五月群馬県岩鼻懲役場では囚徒百余名を碓井郡の材木運搬に使役、同七月徳島県徳島懲役場の囚徒一〇〇～二五〇名を八年一〇月まで吉野川沿岸防堤工事に出役、同八月滋賀県は愛知郡政所村鉱山に出役。明治七年東京府は懲役百日以下の囚徒五〇人を造兵司の土運搬・地均しに出役。明治八年北條県は囚徒を地元鉱山に出役。

明治九年十一月、大政官指令による「懲役人他管出役條例」が定められ、他県への出役が認められている。明治一〇年西南の役では熊本・福岡の囚徒を一時解放し、炊飯・運搬などの軍夫として使役、同六月岩手県では内役に不適な低格囚を外山牧場に出役、同九月福島県監獄署は山形へ通じる新道開鑿のため囚徒四〇名を泊込で出役させる。明治一一一年二月福島県では農家の養蚕手伝いに囚徒を出役、七月広島県では広島鎮台の土石運搬に囚徒を使役、同九月宮城県監獄署は雄勝浜の石盤採取作業に重罪囚を出役、同一〇月岡山県は生野鉱山分局に囚徒四〇〇余名の大量出役を実施。

明治一三年四月、監視監獄署・前橋監獄署・埼玉監獄署は区域を分担し囚徒を上野・高崎間の鉄道敷設工事に出役（その後、前橋監獄沿革誌によれば、明治一九年六月、群馬県監獄署が福島町に仮監を設け、囚徒一〇〇名を上野鉄道の架橋敷設用石材運搬に出役）。明治一四年七月には静岡県監獄本署は管ヶ谷に外役所を設け、囚徒一〇名を石油採掘坑に出役させる。同月愛媛県監獄署は別子銅山に囚徒二〇〇名を出役。明治一五年大阪府監獄本署では大和・河内の道路開鑿工事に出役（日本近世刑史稿下一二三一頁の福岡県寺内正貞典獄出張復命書による）。同年茨城県

では県下各地に監獄仮出張所を設けて開墾等に従事、翌年には移動式懲役雑居舎数棟を設け道路修繕や開墾に従事。明治一七年福岡監獄では分解式獄舎を新造、道路修繕や山野開墾に利用（福岡県監獄事蹟表による）。明治一九年京都府は琵琶湖の疏水工事に囚徒を出役、同年栃木県は宇都宮より鹿沼に至る道路修繕のため上都賀郡千渡村の空屋を借受け外役所を設置。明治二〇年六月愛媛県監獄署は別子銅山立川山村に監獄出張所を新設し囚徒一五〇名を鉱石運搬に使役、明治二一年五月一七日宮城県は東北鉄道線路宮城遠田両郡内敷設工事に短期刑の囚徒一五〇名を出役させる。

明治二〇年頃までの多彩な外役のなかでも、徳島県の吉野川防堤、岡山県の生野鉱山出役、警視監獄署等の上野・高崎間鉄道工事、愛媛県の別子銅山出役。京都府の琵琶湖疏水工事などが大規模出役例である。このなかにあつて、明治一九年に京都監獄本署が囚徒を琵琶湖の疏水工事に出役させた事例は、内地の外役として特記されねばならぬ事柄であろう。

この工事は京都府知事北垣国道が、工部大学で「琵琶湖疏水工事の計画」という貴重な論文を著した二十三歳の青年田辺朔郎を京都府疏水事務所の工事主任に抜擢して起用、幹支線一万六百二十七間の隧道を掘鑿することにより、琵琶湖の水を京都市街に引くという京幾地方にとつて世紀の大事業であった。京都監獄署の外役として司法部門ではなおその功績を知るが、一般の市民でこの史実を知る人はもはや少ないといえる。幸い京都刑務所長森岡寿夫氏のご好意により、法務省矯正研修所教官時代、同所所蔵の京都監獄署時代の古文書を全文通読、その主要部分を記録する機会を得たことと、昭和四二年同所総務部長額末雄氏が『資料・琵琶湖疏水工事出役始末』（矯正教育第一七二号三七頁以下）と題し、その出役状況を法務人民指令・疏水人民指令・京都府令書（京都府資料館蔵）、

『京都府誌』・『山科町誌』・『琵琶湖疏水誌』（田辺朔郎著）・『京都疏水物語』（眞下五一著）を参考に纏めた記事があることにより、その大要を知り得た。出役内議にかかるものには、まず左の三つの文献がみられる。

文献(一)

上第三三八号 明治十九年四月九日

戒護部 松原看守長

疏水工事場へ囚徒差廻シ方上申

今般疏水工事へ囚徒御使用ノ儀御裁決相成候ニ付テハ明十日ヨリ役囚二十三名差廻シ度猶此外ニ園部支署ヨリ凡十名相廻筈ニ付着次第該所へ可差廻積リ候間此段上申候也

文献(二)

囚徒使役方ノ儀上申

当府已決囚署内ニ於テ適応ノ就役少ク然ル処幸ヒ琵琶湖疏水工事中ニ付人家懸隔ノ場所ニテ就役為致候処時トシテハ土石運搬等ノ為メ滋賀県下へ差出候義モ可有之尤取締向ハ精々注意為致候条御聞置相成度予メ此段上申候也

明治十九年四月廿日 京都府知事代理
京都府大書記官 尾越蕃輔

書面上申之趣聞置候事

但本文之趣予メ滋賀県へ通知シ置クヘシ

明治十九年五月六日

内務大臣 山縣有朋

文献(三)

上第四三三八号 明治十九年五月十八日

典獄 堀内良和

疏水工事役囚出張所へ看守長出張ノ義伺疏水工事へ就役ノ囚人ハ数百名差出方ノ義疏水事務所ヨリ照会モ有之
未夕仮監建築ノ場合ニ至ラス加之民家借入ノ義モ相応ノ家屋無之為メ二百名以内差出有之候処工事ノ都合ニ付増
員要シ明日ヨリ百名以上差出候間為取締看守長考人出張被命候様致度此段相伺候也

看守長 中山研一

宇治郡御陵村江出張申付候事

見込日数 滞留三十日斗

(京都監獄署古文書)

文献(一)の松原看守長上申手続により、明治十九年四月十日京都監獄本署看守兼看守長心得の本庄景孝は囚徒二十三名を引率、徒步により御陵村の仮監に第一陣として到着、文献(二)で遅ればせながら内務省に届け、文献(三)で専任の看守長を置く措置をとっている。看守長は典獄を補任、警察の警部に相当する地位にある者で、仮監に看守長を据えることは分監に相当する大規模外役の布石を意味、知事から大臣に報告するほど大規模外役は重大な事項であることが知られる。同年秋に設けられた仮監はつぎのような仕様の規模である。

監第二十六号

外役囚徒仮監ノ義ニ付上申
本年六月廿五日監第二十一号付ヲ以テ伺出候民家借入外役囚徒仮監ニ使用ノ義ニ付別紙仮監ノ図面ニ検束方法書
相添差出候間御聽置相成度此段上申候也

明治十九年八月廿六日

京都府知事 北垣国道

内務大臣伯爵 山縣有明殿

書面上申之趣聽置候事

明治十九年九月十日

内務大臣伯爵 山縣有明

(別紙)

一 仮監舎ノ位置ハ当管下山城国宇治郡御陵村ニアリ

一 仮監舎ハ三ヶ所ニ分離シ第一舎第二舎第三舎トス此房内置數合計百三拾四帖半ニシテ之レニ囚徒百六十人ヲ
容ルヲ予定ス

但氣候ノ寒熱又ハ衛生ノ実況ニ依リ本文人員ヲ減少スルコトアルヘシ

一 仮監舎ノ周囲ハ概不畠地又ハ山林当ニテ民家トハ隔離ス

一 仮監舎ノ周囲ハ竹棚ヲ新設シ尚監房ニハ四面窓ヲ設ケ格子ヲ嵌メ一ハ空氣ノ流通ヲ慮リ一ハ逃脱ノ危険ヲ防

ク

一 囚徒取締ノ為メ監舎ノ傍ニ監獄課仮出張所ヲ設ケ正副看守長ノ内堀人並ニ医師又ハ職員若干ヲ置キ専ラ取締及衛生等ノ事務ヲ取扱ハシメ尙ホ典獄モ巡視シ注意セシム

一看守押丁ハ仮監舎周知ノ内外ニ配置シ昼夜看護セシム又囚徒ヲ使役スルトキハ成規ノ看護者ヲ付シ専ラ注意セシム

一 当監ニ置ク囚徒ハ可成行状克改心アリテ鬭争ノ念慮ナキモノヲ撰ス

(京都監獄署古文書)

このようにして仮監舎設置の段階にまでこぎつけてはいるが。これにつき

工事起工後十ヶ月余を経過して初めて囚徒出役の運びとなつたのは、当初の計画にはいっていなかつたのではないか。あるいは明治十七年度において懲治監、重罪監、輕罪監等大小三四棟の營繕工事を実施し、明治十八年度において未決監延八百十二坪の新嘗工事を竣工、六角獄舎を監獄本署に移したほか、同年大洪水で被害のあつた府下の道路修繕に出役を余儀なくされる等の関係で、疏水工事出役は当初より不可能とみなされていたのかかも知れない（資料・琵琶湖疏水工事出役始末）

との感想がみられるよう、京都監獄本署の内部事情から大量外役に躊躇ちゅうちょした、あるいは相当無理をした形跡がみられるることは確かである。仮監は御陵村出張所と呼ばれ、付属建物も十棟二百五坪四七、それに民家を借用した囚徒避病舎・工業機械倉庫もあるという、可なりの整備がみられ、明治二十年五月二十一日現在の人員は四九九名、それに仮出獄者十一名、懲役仮免者四名も囚徒と共に働くというように、本署の大半がこの工事に投入されている（京都監獄署古文書）。以下、繻縫氏が同古文書より滴出する出役個所とその就役状況の概要是つぎのとおりで

ある。

- 1 制水閘門……疏水運河の起点に近い個所で囚徒出役の記録は見当らない。
- 2 大津運河……湖面埋立と石垣工事を実施、囚徒はこの石材運搬にあたる。
- 3 第一隧道……滋賀の三井寺山下を貫通し、藤尾村に達する延長一三四〇間の工事で、明治二十三年二月一三日まで五年の歳月を費し、囚徒は石材運搬に従事、逃走も頭初は二、三起つている。
- 4 第二隧道……本隧道は宇治御陵村の仮監近くにあるため支隧道に属し、囚徒の出役の有無は記録上不明である。
- 5 第三隧道……山科村字日ノ岡山下の貫通工事で、囚徒の出役の有無は記録上不明である。
- 6 藤尾運河……囚徒は石垣築立と石材運搬に従事。
- 7 山科運河……一、九九九間の長距離工事で囚徒が最も活躍した個所。
- 8 傾斜運河……第三隧道西口運河から南禅寺船溜までの工事、出役状況不明。
- 9 鴨東運河……南禅寺船溜から仁王門通・夷川通を経て川端通りまで、出役状況不明
- 10 枝 線……南禅寺町字蹴上より宇小川頭を経て堀川に合するまでの運河開鑿で、ここで明治二十三年八月一日、二名の逃走があつたのが疏水工事中最後の逃走記録である。
- 11 煉瓦製造等……疏水工事用の煉瓦は、大阪方面より相当量搬入されたが、現地においても大津工事場、シヤフト工事場、藤尾工事場。山科工事及び蹴上工事場の五ヶ所で多量に製造、明治二十年五月二十一日付御陵村出張所事業演説書で、京都監獄署が煉瓦工事場において、煉瓦繩掛五千万枚を千束に付三十五錢で請負

つて いる旨記載 さ て いる。

私はこの出役状況の不明な個所につき関係文献を対査検討した結果、出役状況不明という点は、いづれも湖面に近い所か、特殊技術をする所か、隧道内（トンネル内工事）であつて、出役させておらず、坑内は検束戒護上不適當という、かつての採炭囚の経験を忠実に生かしていることが判つた。明治十九年四月三十日、内務大臣へ出役を上申した「土石運搬等」という内容どおり、隧道外部の土石運搬と平地部の運河開鑿など、見通しの利く個所に終始充てたことがほぼ判明した。当時すでに外役の縮少期にあつて、計画・配置ともに配慮ある諸点がみられており、明治中期、内地における都市部での、異例の、しかし模範の外役例であつたと評せよう。この疏水工事は明治二十三年三月十四日大津から通水され、十五日京都市街に初めて琵琶湖の水が達している。今日でも京都市民の水源として、運河・発電・灌漑・防火用水として、疏水である琵琶湖の水の落差が利用され、その裨益する所はまことに大きいものである。

つづいて、外役縮少の方向に一層の理論的拍車をかけたものは、明治二十二年来朝、翌二十三年一月、わが国で初めて開設された監獄官練習所主任教授として講義した内務省獄務顧問ゼーバッハの所論『監獄作業論』である。これは監獄官練習所での講義のみでなく、明治二十三年十一月華族会館で

「監獄作業は行刑上囚人を矯正感化するの一手段なり、之を以て懲戒の具となさんとするは誤謬の最も甚だしきものなり。若し作業を以て一の刑となし、之に由て懲苦する所あらしめんとせば、畜に矯正の目的を達する能はざるのみならず、囚人をして益々生業を嫌忌するの念を養成せしむるに至る」と講演したことは著名で、また、「官司業は監獄作業に最も適したる所の管理法なり。尚官司業をして民業と競争するの弊ながらしめんとせば、

軍衙、郵便局、鉄道局、学校、鉱山局、警察署、等の需要物を製作するを要す」（日本近世行刑史稿下一二四〇頁）と外役から内役化（官営工場化）を主張している。この趣旨はわが国獄務担当者の監獄作業運用方針および外役觀に示唆するものが多く、明治二十六年五月に開催せられた第二回典獄會議において、ゼーバッハの本監獄作業論と独逸監獄法外役關係条文を参酌、獄務概則として内示した左の外役制限事項を了解している。

獄務概則 第七節作業

第四十四条 外役せしむべき囚人は刑期の半を経過したる者の中に就き個人的の関係を省察して之を撰むべし但

初犯及偶発囚にして刑期六ヶ月以下の者は外役せしむることを得ず

第四十五条 已むを得ず外役せしめんとするときは先づ外役場所を実検し位置の適否、検束の便否等を精査すべし

第四十六条 外役場及往復通路は人家稠密の地を避け且つ其片道凡を一里以内なるを要す

第四十七条 外役の業は其規模稍々大にして十日以上継続すべきものなるを要す

（説明）外役の業は其規模稍々大に相当の囚員を使役して十日以上継続すべきものなるを要す、蓋し僅小の人員を用ひ且つ短日数を以て結了するを得べき小規模の事業は紀律、検束、經濟其他事務整理等の点に於て不利不便あるを免れざればなり、監獄官吏は如何なる場合に論なく其家事の為めに外役として囚人を使役すべからざるものとす。

明治中期の外役をどこで区分するかであるが、明治三十二年七月、第三回目の改正監獄則で日曜就役を廃止、同施行細則で刑期六箇月以下の者及び女囚の外役を禁止したことは大きな改正で、明治三十三年には監獄費が全額国

庫負担となり、監獄は府県から司法省に移るという大改正をみていく。これも外役運用が府県から国の所轄に移つたという点において大きな改正にあたるものである。

したがつて、明治三十一年以降の外役縮少と衰退の実情と要因をさぐつてみたいと思う。それはまず明治三十二年の監獄則施行細則で、作業種類と特別に外役を許可するには内務大臣の許可を必要とするという認可主義を採つたことと、日曜就役の廃止、外役戒護の強化が挙げられ、左のとおり規定されたことである。

第三十八条 監獄作業の種類は内務大臣の認可を受くべし

第三十九条 外役せしむべき囚人は刑期二分ノ一を経過したる者の中に就き之を撰むべし但刑期二分の一を経過せざる者にして特別の必要あるときは内務大臣の認可を経て外役せしむることを得

刑期六箇月以下の者及び女囚は外役せしむることを得ず

第四十条 外役に服せしむるのは鍊鉄の鎖を用て二囚毎に聯絆し晴雨を問はず笠を用て其面を掠はしむべし

外役の囚人は看守二人以上をして戒護せしむべし

外役はこのように業種・規模・使役方法とも大きな制約を受けることにより、当然運用が困難となり衰退していくのであるが、その使役の方法に大きな変化をもたらすことになったのは三つの事由によるものである。

その第一は監獄の新築・改築など直営工事に囚人を大量使役しなければならぬ必要性である。司法省に移監となつた各府県監獄は、そのほとんどが耐用年数を越す木造の腐朽監獄であり、当面、鍛冶橋・千葉・長崎・鹿児島・石川・奈良の六大監獄を洋式赤煉瓦造りの新監獄にすることであった。この設計はドイツ人技師の手になり、明治三十四年から着工、明治二十九年に完成予定で作業が進められているが、日露戦争で遅延し、ほぼ明治四十一年の

監獄法公布に前後して完成せられたものである。この工事に充てた六監獄の囚人は、実質外役に準じた作業であつて當繕夫といい、「當繕夫の延人員は毎年度七十萬を上下し延て監獄作業収入にも尠ながらざる影響を来せることは又已むを得ざる處であつた」（日本近世行刑史稿下一二六四頁）といわれる。ここでは着工された六監獄のみの事情を記したが、他の監獄もこうした當繕作業をしなければ身柄検束の難かしい、格子・房扉とも旧幕牢屋とさして変わらぬたたづまい、破損著しく、この時期はわが国監獄の全国的な當繕外役期（監獄敷地内の當繕期）ともいえる情況にあつたのである。

外役使役に変化をもたらした第一の事由は、民業圧迫問題を中心とする民間業者の監獄非難である。この典型は先祖伝來の生業である石盤採取の仕事を奪つた宮城監獄署（集治監）雄勝浜外役所（明治二十九年大津波で解放し引揚げ）の先例があるが、明治三十四年に傘骨製造業者と煉瓦製造業者の陳情を受けることにより、同年六月「監獄工業調査に関する日本工業協会決議書」が提示され、民間人や関連業者の眼につく監外作業は一層自肅の方向にむかうのである。

外役使役に変化をもたらした第三の事由は、日露戦役による軍需品受注で、監内作業は就業時間の延長をおこなうほどの活況を呈し、内地監獄では外役は事実上不可能の状況となつたことである。

七 わが国の大正・昭和前期にみる農園中心の構外作業

さて、大正期から昭和前期（太平洋戦争終結以前）の外役は、明治四十一年に制定された監獄法どおりの執行であり、同施行規則第六十六条规定の「刑事被告人ハ之ヲ監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス」の一項が監外作業（外

役)についての唯一の法的規定となつた。大正十一年十月十四日監獄を刑務所と、分監・出張所を支所と改称、大正十二年三月十三日には刑務所内用語の改正通牒(行甲第三四九号)により囚人を受刑者・刑事被告人と、遇囚を処遇と、監内監外を構内構外と呼ぶよう行政指導され、ここに外役は構外作業(本支所からの通役・泊込を含む)と呼ばれることになっている。

監獄法が制定され、従来と外役内容が異なった点といえば、作業賞与金制度の採用により懲役受刑者の食糧購求が出来なくなつたことである。懲役受刑者が食糧を買える根拠は、明治八年一月に出された囚人給与規則を明治十四年三月に在監人給与規則(内務省達第一三号)⁽¹⁸⁾と改め、工業勉励者に対し工錢を以て食品購入を許すという規定に依つて⁽¹⁹⁾いる。この食品購入は特に外役監励の不可欠な手段と考えられてきたもので、

「厳正なる行刑遇囚の本質を保全し且物欲助長の弊を除かんとしたものであつて、今次改正事項中の極めて重要なものの一つであつた」とも、「作業賞与金制度採用に伴ふ食料購入の禁止は、寄場以来百有余年の永きに亘る伝統の廢止にして獄制上的一大変革であつた」

とも廃止の理由を述べているが、囚徒にとつてはそれほど簡単な問題ではなく、囚情や作業成績に大きな影響がみられたのである。すなわち監獄法制定直後は、苦情・怠業・紀律違反が多く、作業意欲は大きく減退したと伝えられている。今日でも法改正で諸外国でみられるように所内売店での購入方法も考えられているようであるが、食料(おやつ)購入禁止の突然の措置は、やはり日常の身近かな楽しみ、努力目標を奪つ、受刑者の心理を無視した温情剥奪措置と受止められたようである。

このようなことで、監獄法制定直後においては、各監獄とも作業督励方法に苦心し、山形監獄では科程了者に

入浴度数を増加、婦女には膏油を増給（同監獄明治四十二年事務成績報告）、前橋監獄では明治四十三年四月、作業の可否により食糧に差を設けている（同監獄明治四十三年事務成績報告）。

当時、外役といえは網走・十勝（帶広）が依然として開拓を進め、農業を中心とした監獄として著しい特色をみせている時期であるが、網走のダイナベ制度（台鍋か代鍋か文字は明確でないが、広大な農場・山間の休憩時、囚徒が作物のジャガ芋を焚火で煮て喰う間食の慣習、監獄法上からいえば不正喫食）が、この頃から太平洋戦争終結後の昭和四〇年頃まで長く続いたのも、かつての間食の慣習がなお残存していた。ある意味では農業監獄らしい語り草といえよう。法改正後の苦心や裏話しは多くみられるが、当局は外役を安定した永続的構外作業として大農場經營に転換してゆく方針を打出しており、特に十勝と網走監獄を本格的な農業監獄とし、内地から続々と重罪囚を移送している。大正三年八月の現地報告によれば、

今回又々、小管監獄ヨリ、気心ノ充分ニ知レザル受刑者二百名移送ヲ受ク、中ニ無期刑二十七名、有期二十年以上三十七名。罪質トシテハ殺人、強盜、強姦六十五名、強盜傷人六十二名、其他ハ放火、窃盜、爆發物取締違反等ニシテ、曾テ逃走セシ者、又ハ官吏ニ対シ兇暴ヲ敢行セシモノノ如キハ枚挙ニ遑アラズ。各自ハ是等ノ者ニ對シ、皆逃走ノ念アリ、皆暴行の癖アルモノト認メ、戒護ノ場合ニ於テハ身辺ニ最モ周到ノ注意ヲ以テ、彼ニ乘ズベキノ間隙ヲ与ヘズ、明敏ナル耳ヲ以テ監察シ（十勝監獄報第七卷八号）

と、いずれも氣の許せぬ見本のよくな重罪囚の大集團が十勝にまとめて送り込まれてきており、農場へ出す業種を耕運と當時呼んでいるが、この構外適格者の選定と戒護、それに督励につき、大した優遇措置も名案もなく、その處遇に頭を悩ましていることが読みとれる。それでも十勝では、すでに明治四十四年までに四五〇町歩の一大監獄

農場を拓いており、大正期に入つてもその受入れの余地が十分にあつた。ここに囚徒による北海道の開拓は、道路開墾から大農園の経営へと方向づけられてゆくことが知られる。

十勝監獄が受入れた重罪囚を網走に移送するようになったのは大正十年十二月であるが、網走も翌大正十一年四月二十六日司法省訓令監甲第五一四号で農園設備特設刑務所（この年より監獄は刑務所と改称される）の指定を受けることにより、外役に不適当な「兇悪不良の男成年懲役囚で無期及残刑期二年以上の者は秋田刑務所に移送し、同時に新潟・福井・金沢・富山・宮城・福島・山形・盛岡・秋田・青森の各刑務所に拘禁の男成年懲役囚中、残刑期二年以上で行状普通、身体強健且つ農業の経験をもつた者、又は将来農業で生活を希望する者を収容することになつてゐる。

そもそも網走は外役所の頭初より農業監獄を想定して設けられ、明治二十三年創立当時、すでに五百万坪の広大な森林を所有、明治三十四年再建した時にはさらに五百万坪を所属、併せて一千万坪の土地山林を所属していたのである。創立以来三十有余年、その理想はようやく現実のものとなり、大正十四年六月十三日には農業専任の作業技師の配属がなされ、大正十三年と昭和三年の二回、関東一円に至る各刑務所から、その適格者が送られている。これが行刑訓練制度として整備されるのは渡辺幡太郎所長の時代で、昭和五年二月司法省行丙第一一六号認可による「網走刑務所農園訓練規程」であり、その運用の特色はつぎのとおりであつた。

- 一 指導訓練を学・実科に分ち農業一般の基礎学理と知識を授け、実科（農業作業）に応用し科学的訓練を施し更生の業に役立つようとした。
- 二 北海道一般農家の稼働労力を標準として、従来のよくな過剰人口を排除し労務配置を合理化した。

三　自治制を基本とし、団体生活の秩序を維持せしめ、自發的に作業意欲を助長、社会適応性を養成せしめた。
四　所謂中間刑務所的処遇方針を採用した。即ち第一期を本所農園、第二期を一見ヶ岡支所で訓練し、選抜した者を越歳泊込農園（現在の住吉農場）で第三期を施し、処遇緩和仮釈放の段階に至らしむる三段階の累進処遇を実施した。

五　夜間作業を廃し農業の訓練に専念せしめ、昼間作業時間可能な範囲内延長、第一種作業であつたのを第一種に変更、給与の向上を計った。

（網走刑務所沿革誌五〇頁）

大正のなかばをすぎると、監獄の拓殖的使命はいよいよ終わりを告げ、以降、樺戸・十勝などでの監獄農地の民間払下げが活発におこなわれてゆく。大正七年六月一日、司法省監獄局は十勝監獄が帶広町の南部大半を占めることは帶広町の盛衰にかかるとの陳情を容れ、帶広町南三条の十勝監獄附屬用地を王子製紙株式会社に貸与することを聽許、同敷地内に製紙原料運搬の鉄道敷設を認めていた。さらに大正八年、帶広町大正村の囚徒開墾用地一八四町歩を年間一石錢貳厘で北海道製糖会社に使用を許している（十勝監獄・土地ニ関スル書類一件）。

同じ大正八年には北海道開拓の本監であった樺戸監獄（北海道集治監）もその使命が終つたものとして廃監、広大な土地を地元民に引渡している。後日譚であるが、廃監と共に本監所在地の樺戸郡月形町には監獄職員・家族も数多くこの地に土着し、戦後の昭和三〇年に入つてより町長選挙の公約スローガンとして刑務所再誘致を掲げ、法務本省に陳情がおこなわれるなど、全国でも最も受刑者処遇に理解をもつ土地として顔を出し、再び月形刑務所として刑務所の復活・再設置が実現する。私も陰ながらこの実現に動いた一人である。現在も囚徒と共に開拓した苦

勞を偲ぶ『北海道行刑史料館』（元監獄廈）が役場に併設され遺されているように、深い歴史的背景がなおあるからである。

大正十一年四月、網走について、監獄用地の既開墾地二九五町歩のほか広大な未開墾地は國家経済上不得策であるとされ、二年以内に開墾する計画がたてられている。これにつき北海道庁開拓部および北海道大学農学部の指導をも依頼、牧場には綿羊を、沼地には蘭の植付、山地には藍や麻や林檎と、寒冷地の貯蔵輸送に適する多角大農法を經營方針とするよう行政指導（監甲第五一四号）され、その実現がはかられている。大正年間、北海道の外役が農園經營という形態でようやく充実、落着きをみせていく折、内地では大きな例外として三池刑務所のみが依然厳しい抗内外役という作業を続けており、これは実に昭和六年まで続いたことは、鉱山監獄の個所で触れたとおりである。

昭和に入つてからの外役（制度・通達では構外作業と呼ばれているが、現場では昭和末期までなお外役と通称）復活は、昭和八年網走刑務所構内二見ヶ岡農場内に東湧網線の鉄道敷設工事が始まり、飛鳥組の下請として受刑者を一日十二時間・七十二銭の契約で一〇〇名、連鎖をつけて出役させているのがこれである。翌九年には一五〇名、十一年には常呂町の工事に五〇名を泊ませ完成している。網走のほか、昭和八年九月には旭川刑務所の無戒具での天塩川切替工事、同十年九月からの美瑛川貯水池工事、昭和十二年二月からの函館刑務所による知内川の切替工事もあり、内地ではめずらしく浦和刑務支所による戸田漕艇場の建設起工式が挙行されている。これは昭和に入って内地最初の大規模構外作業で、大正以降、一施設の受刑者の手になるものであることと、無戒具で行なつたという英断と、戦前戦後の平和産業（以後は軍需動員）への出役ということで、構外作業の歴史に名を遺すものでもあった。

これは開催予定の東京オリンピックに備え施行したもので、惜しくも戦時体制下で使用されぬまま中止せられたものである。しかし戦後の第一五回東京オリンピック（昭和三十九年）ではこれが使用せられており、知られざるオリンピックの蔭の力となつたのである。

また、昭和十三年五月国家総動員法が施行されてから戦時体制も本格化し、同年七月からは海軍航空隊美幌飛行場の建設をはじめている。これは全国五十五の刑務所から選抜の受刑者一、二六〇名を集めて、同年十一月に完成するという、全国動員と短期完成という実績で特筆される作業であった。この現場作業主任は戸田漕艇場建設に手腕を発揮した元浦和刑務支所長典獄補双木文四郎であつた。⁽¹¹⁾

軍の要請は内地においてもあり、すでに航空戦を予想していたものであろう、その殆んどは飛行場の建設作業であつた。すなわち昭和十四年四月には府中刑務所から調布飛行場の整地作業に通役、同年七月には高知刑務所より陸軍の日章飛行場に出役、同年九月には府中刑務所より立川飛行場建設に通役している。

また、この年の十二月、横浜刑務所に終結し短期訓練を受けた受刑者の南方構外作業隊第一陣が横浜港を出航しており、ウオジエ、テニヤンの南方諸島飛行場建設に向かっている。翌昭和十五年、府中刑務所では厚木飛行場の滑走路・溝堀り作業に受刑者三〇〇人を泊込ませており、昭和十六年には持久戦を予想して、行刑局立案の食糧増産五ヶ年計画が出され、角山（札幌）・三好（名古屋）・大山（松江）という大農場が受刑者の手で開墾されている。同年十二月一日、太平洋戦争開戦の直前であるが、府中刑務所は立川航空廠に立川工作隊という受刑者部隊を編成して通役させ、エンジンの解体作業に充てており、府中刑務所内に作業研究所を設けている。いずれも軍需産業への協力体制のためであり、行刑局の足下、首都圏内の大刑務所府中がその中心的な役割を荷負つている。

翌十七年には海軍省より受刑者の造船作業出役について協議の連絡を受け、十月十五日「造船作業受刑者出役要綱」を定めて、十二月八日小菅刑務所より石川島造船訓練隊四十六名を出役させている。同隊が手掛けた一番船は海南丸と云つて十二月七日に進水している。造船訓練隊は十二月に第一造船奉公隊と改称、第二（大阪）、第三（名古屋）、第四（函館）、第五（神戸）は翌年までに揃い、受刑者の大半が埠の外に出るという、かつて明治期の時代と同じような外役体制が再現されている。しかし受刑者も一国民として戦争に勝つため、極めて熱心に働き、逃走などの不心得が少なかつたのは、時局をよく認識していたからである。

昭和十八年には軍需土木工事の要請が強く、三月には府中刑務所に東部特設工作隊、大阪刑務所に西部特設工作隊が設けられ、刑務所内は完全に軍需工場化されている。府中刑務所では工作隊の通役として、同公民錬成隊は東芝府中工場の潜水艦配電板装置製作に毎日一〇〇名を出している。十一月には豊多摩刑務所で航空機部品の生産をはじめているが、すでにミッドウェー海戦の痛手により、戦局は大きく傾いていた頃である。

同年六月には網走刑務所主管で女満別飛行場の整地と格納庫造りをおこなっているが、木造の粗末なもので、敗線後には札幌刑務所の牛舎型官舎・長屋型官舎の用材に払下げられている。昭和十九年には新潟刑務所を主管として埼玉県松山飛行場建設にも相当人員出役させている。昭和二十年には米軍の爆撃により、各刑務所、工作隊、造船隊とも大きな被害を受け、その努力の甲斐もなく敗戦を迎えたのである。⁽¹⁷⁾ 戰時下の外役は中央の指示により強力に推進せられた全国規模のものであるがため、史実も新しく豊富である。

八 わが国の戦後みる大規模構外作業と開放処遇

昭和期といつても、戦後（昭和後期）の構外作業は戦前と大きく趣を異にしており、項を改めて説明する必要がある。終戦直後においては、各所とも被災した舎房・工場の修復、自所用薪炭の伐採・調達、食糧の確保などに奔走した時代といえる。所によつては要請を受けて戦災市内の瓦礫運搬など復興作業など、雑多な非生産的業務に従事するかたわら、その初期には食料不足のため農場の新設に力を入れ、やがて国土復興のための公共土木事業、電源開発等に参加、昭和三十二年以降は職業訓練・放逐準備教育・開放的処遇の試みといった処遇の多様化の一つとしての構外作業形態という奉公をたどつてゆく。その主なものを列記してみよう。

昭和二〇年九月 豊多摩刑務所所轄・習志野農村建設隊を千葉県千葉郡幕張町実穂に創設、二二一年五月習志野作業場と改称、やがて全国刑務所の味噌・醤油の自給生産をはじめる。

昭和一〇年一一月 宮崎刑務所眞幸農場を元陸軍の仮兵舎跡地に設ける。のちの鹿児島刑務所霧島農場の前身。

昭和二三年六月 北海道開発名譽作業班（Honour Camp）を創設、全国刑務所より一二、八二〇名の優良受刑者を道内一二箇所に出役、土地改良・開墾・道路構築・河川改修・護岸工事などの公共公益事業に尽す。昭和二五年まで三年間実施。

昭和二四年七月 旭川刑務所西神楽農場設置。

昭和二四年九月 長野刑務所、キティ台風による裾野川氾濫に受刑者八〇〇人を出動、所長菊地信之丞指揮のもと一名の負傷・逃走者もなく決壊箇所の応急工事を完了。

昭和二四年四月 この年から秋田・青森・山形の各刑務所は東北電源開発のため、岩手県の山王海ダム工事等に四〇〇名出役。

昭和一五年四月 三重刑務所高見作業所開設、三重・奈良両県を結ぶ産業道路建設に受刑者一二〇名を出発。

昭和一五年九月 山形刑務所最上農場開序式を挙げる。のち豊里作業場と改称。

昭和一五年一〇月 帯広刑務所士幌農場設置。

昭和一六年一月 函館少年刑務所国縫泊込作業場を設け、砂鉄採取に従事、昭和三九年五月まで続行。

昭和一六年一二月 宮城刑務所より只見川の電源開発に多数出役。

昭和一七年四月 新潟刑務所新穂泊込作業場（佐渡）開設、ダム建設に受刑者一五〇名出役。

昭和一七年一〇月 鹿児島刑務所霧島農場設置。

昭和一八年六月 九州一円大豪雨のため大分刑務所長湯作業場流失、福岡・大分・佐賀・小倉・麓の各刑務所受刑者が近郊水害地の復旧作業に出動。

昭和二三年四月 山形刑務所、萩野ダム作業場設置、六月には木川ダム作業場設置、いずれも年内短期で終了。

昭和三一年六月 山形刑務所最上農場に訓練所を付設、昭和四〇年に最上農業学園と改称。

昭和三四四年九月 伊勢湾台風に対処、名古屋刑務所の受刑者が防堤救済に活躍。

昭和三六年八月 北海道標茶のパイロット・フォレスト事業はじまる。釧路刑務所受刑者による植林五〇年計画のスタート、昭和四〇年一一月四日出役を終える。

昭和三八年九月 松山刑務所大井造船作業場が来島ドック内に設けられる。民間造船所内での開放処遇といふ新しい試みで国際的にも注目される。

昭和三八年六月 函館少年刑務所川汲国土開発隊、道路隧道工事にあたる。昭和四一年二月まで実施。

昭和四三年九月 府中刑務所、釈放前教育の一環として、京王線を利用、弁当持ちで調布の某ペニKKに通役させ
る。一日五名以内、総人員五七名、延六五八名、平均編入期間二一三週間、昭和四四年三月一五日まで実施。
昭和四三年九月 広島刑務所尾道刑務支所は有井作業場を設け船舶解体作業を中心とした禁錮受刑者の開放処遇を
実施。

昭和四三年一〇月 広島刑務所竹原泊込作業場、BC級受刑者の釈放前開放教育施設として設けられる。
昭和四四年八月 和歌山刑務所構外洋裁泊込作業場「いづみ寮」が設けられ、女子受刑者唯一の開放処遇施設とな
る。

昭和四四年八月 松江刑務所では島根県下に農村巡回作業班「キャンピング・カー」を採用、国鉄からバス二台の
管理権を受け、援農と開放処遇の両成果を狙う新方式として注目される。

昭和四五年六月 本格的な新開放処遇施設として建設機械科・農業料を持つ黒羽刑務所喜連川刑務支所（喜連川農
業土木学園）開庁。高度経済成長期にみる意欲的開放処遇。

昭和四五年九月 鹿児島刑務所霧島農場、牧畜・農芸・茶栽培のほかに建設機械科職業訓練を加え、新しい処遇方
式を試みる。翌四六年七月、一五トンのブルドーザーを購入、実習を開始、翌月台風二九号には災害復旧に緊急
出動。

昭和三〇年代から四〇年代にかけ、構外作業はこのように公共事業のみでなく、更生への中間処遇（開放処遇）。
釈放準備教育として、職業訓練的要素を加えた学園方式へとアプローチされている。ここでは戦後の代表的三大構
外作業といえる北海道開発名譽作業班、只見川電源開発、標茶パイロット・フォレスト事業についての特色と評価

を概要付記しておきたい。

北海道開発名譽作業班…………この構外作業の構想は、本質的にいって内地刑務所の五分ノ一が戦災刑務所で収容能力を欠くという実状にあり、そこに戦後の混乱からくる犯罪者激増の波がおし寄せ、過剰拘禁の解決策として一種の緊急避難的な必然性があつた点にある。したがつて、この構想は法務省主催のオープンな「受刑者労務の国家的利用について」という題で民間有識者・報道関係者との懇談・諮詢を通して、啓発の努力をおこなういっぽう、集治監時代の外役のイメージ払拭という、交渉において説得力ある進歩的条件が必要であつた。それゆえ、その条件とは、左のような旧来の外役と比較して劃期的なものであつた。

全国的規模で厳選した優秀受刑者を派遣する。

重員が詔旨に現を綱成 名誉と詔りをもたらせる
遭遇は中間刑務所的な要素をもたせ管理する。

四 刑期は成績により善時制を適用、短縮、原刑務所復帰と共に仮釈放させる。

五 名譽作業班処遇規程により統一的に行動する。

名譽作業班の設置、受刑者の選択移送、処遇の大綱は、昭和二三年六月四日付「北海道における開発作業の施行及び出業者の処遇について」（矯正甲第五三六号法務総裁訓令）によるもので、試験的に設置することを明らかにし、この作業の成否が将来の行動の動向に多大の影響を有すことに鑑み、その目的の達成のために十分の努力を払われたいと付言されている。その内容については、

(一) 名誉作業班は、毎年四月から十一月の間に開設し、開拓道路の開設その他の土木工事を施行するものとし、

これを移動式とする。但し一部は冬期において伐木等の作業に従事し越冬する」ともできる。

(二) 名誉作業班は、北海道行刑管区長の管理に属さるとし、移送された受刑者は、札幌刑務所の籍に入るものとしている。

(三) またこの班に出業したものは、累進処遇第一級以下にあるときは、その出業に際し、第一級に編入、作業時間は八時間としている。

(四) 成績優秀な者は一日と四日以上に刑期を換算しなければならない（筆者注＝善時制 good time system）。釈放者は原刑務所に送還のうえ釈放とする。

(五) 名誉作業班制度の向上を図りその資料とするため、主管刑務所は原刑務所と連絡の上、釈放者の再犯率及び社会復帰後の状況を調査しなければならない。

などが重要な事項であり、刑事政策上も意義深いものであった。この慎重かつ意欲的な大綱のもと、初年度は二ヶ所約三、二〇〇名、二年目は三一ヶ所約三、〇〇〇名、三年目は二三ヶ所約二、三〇〇名が全国の刑務所から選ばれ、北海道の開発にあたつたのである。

その主要事業は河川の改修・開鑿・護岸工事・道路の改良・水温上昇工事という、道内町村の最も必要とする土木工事であつたため、関係者から感謝されることは大きく、成功裡にその目的を果したといえるもので、そのモニター結果は拙著『北海道行刑史』の四二「八頁以下に記したとおりである。また事務上の苦心は組織的であるだけに、その大量の労務管理はもとより、出役事業個所の決定、工事施行に関するその都度の現地協定書の作成、宿舎建築資材・被服食糧等の補給、技能受刑者の配置、管内各所拘禁余剩力の捻出、成績評価と送還護送といった捲外

と運営上の諸問題がつねにあり、主管庁である北海道行刑管区の責務はまことに大きいものであった。

この事業の第三年度目の計画は、G H Qよりバンバスカーラ、マックスウェール両氏出席のもと、経済安定本部、労働者、北海道東京事務所、法務府矯正保護局との協議に基づいて決定指示したものを検討して立案した「昭和二十五年度北海道名譽作業班実施計画」（札矯保甲第一二一号、昭和二十五年二月九日付札幌矯正保護管区長の答申意見）により明らかである。本省協議と札幌矯正保護管区の共通合意事項は、内地内地でおこなわれている一般構外作業と対比し、使命・理念・全国的な組織・受刑者の質と量とも、北海道名譽作業班の優位性であった。ただ、この本省協議の段階で経営形態の小単位分散性と多機動性の指摘があった。云うなれば理想と現実（土方飯場的分散性と瀬回小移動）の問題として出された意見である。この点は札幌矯正保護管区の立場から、従来より北海道開発への認識の貧困から予算措置が不十分であるが、それは各村民の純朴性と眞情によつて補われ、逆に受刑者の受入は極めてよい矯正環境となつている旨を強調する答申となつてている。

こうした課題を抱えながら第三年度も眼をみはる業績を挙げている。ただこの事業は、戦後の意外に早い復員事務（外地・戦地からの引揚）の進捗、急増失業者の圧迫、地方公共団体の公共事業方針との抵触など外部的要因があり、矯正保護部内あるいは地元の民意から、その存続が強く望まれながら、なお調整が困難な見通しとなり、第三年度を終えることにより解消せられるに至っている。惜しまれたことではあるが、時流からみて発展的解消とするべきであろう。思えばまことに斬新で、永年積みあげてきた行刑思潮を汲み、刑事政策の方向に沿う、大胆とも思える思い切ったものであった。加えて北海道開拓に多くの功績を遺しながら、脱獄騒動で住民の恐怖をおおつた集治監時代の悪弊残映を払拭、本当に北海道の町や村に奉仕しようとする体制と、受刑者の身近かな理解を得たと

いうことは、足跡としてたしかであつた。⁽¹⁷⁾

宮城刑務所の只見川電源開発……日本の戦後の経済復興という重要な問題を解く鍵の一つとして具体化された只見川電源開発は、北海道名譽作業班の解消に代わるものとして発足したと、時期的に説明できよう。この計画のモデルは、アメリカのテネシー川総合開発計画（TVAと略称）に学ぶもので、一大ダムの築造を起点に、地下資源、森林資源、農業開発など、多目的な機能を求めるものである。

只見川は至仏山麓の尾瀬沼にその水源を發し、銀山平の針葉樹林帯を蛇行、両岸高くそびえる大峡谷を塗つて南会津伊北村只見に到り、支流の伊南川と合流している。只見という川の名は、このように切り立つ大峡谷で田に水も引けず、只見ているだけの川であったので、「苦笑いとも歎きともいえる只見川」と名づけられたともいわれている。この只見で支流と合し川幅も拡がり、川音も轟々と雄大さを増し、片門の下手で山間部最後の支流日橋川を併せ、名を阿賀野川と改め、流れを西北に転じて越後平野へと向かうのである。ここに一大水力発電設備を設けた場合、日本の電源は三割も一挙に増すといふものであるが、自然や学術の宝庫を破壊する経済優先の計画を採るか採らないかも大きな論争であった。この工事費一千億円を超える大事業に受刑者を参加させることの可否も、実は相当に難かしい問題があつたのである。しかし幸い、昭和二十四年から秋田・青森・山形の各刑務所から岩手県山王海ダムへの出役で実績を示し、これに続き西郷・石淵・猿ヶ石などのダム工事を手がけ、東北電力関係者の認識を得ていたことが出役を容易にする呼び水となつたのである。

只見川電源開発への受刑者出役は、昭和三六年一二月という冬期に開始され、宮城刑務所只見川開発作業隊本部事務所は福島県南会津郡只見町（古くより伊北郷と呼ばれる）柳津の二階建の民家を昭和二七年六月一日借用して発

足している。最盛期は一日一、〇〇〇名といわれる出役規模をもち、主としてつぎの個所に出役している。

片門作業場……………当時、国鉄会津線（現在は磐越西線只見線）の支線宮下線と呼ぶ資材運搬軌道坂本駅から一キロの地点にある。昭和二六年一月二三日宮城刑務所先発受刑者一〇名が初めて到着し作業を開始した発電所建設工事現場で、ダムの高さ二一米・全長一一六米の大発電所であるが、一年余りで完成。

柳津作業場……………片門から四キロ奥で、同じく発電所建設工事。

宮下発電所増設工事……………ここは戦前着工しながら中止された所で、昭和二七年度のみ出役し完了。

上田作業場……………宮下よりさらに上流で、ダムの堰止め工事と発電所の基礎工事にあたっている。

本名作業場……………宮下より一〇キロ上流にあり、出役個所としては一番奥地にあたるが、受刑者が請負う工事中で最大規模の作業場である。

受刑者の選定と配置であるが、北海道名誉作業班と異なり、分類上B級という比較的改善困難と判定されていた受刑者を出役させたことが大きな特色で、刑期については残刑三年六ヶ月を大体の最長基準とし、罪名としては婦女に関する犯罪を犯した者を除くという選定であった。罪名上の配慮は、片門・柳津では社宅の若奥様、女子事務員、女子労務者との万一の接触を考えてのことであった。また配置については、本工事は東北管区のみでは出役受刑者の確保が困難で、毎年東京管区から七〇〇名、大阪管区から一、一〇〇名、名古屋管区から五〇名の移入が計画的になされている。また関東と関西の受刑者では言葉使いも気質も違い、無用のトラブルがあつてはならぬと、関西の受刑者は上田作業場に集中し、関東・東北の受刑者を他の作業場に分散したのも、こここの作業配置上の特色であつた。

B級受刑者といつても信任を受け、開放的な構外作業に配置された彼等の作業ぶりは、一般労務者への模範ともなつたといわれ、「只見川電源開発と刑務作業」という座談会記事に、刑務協会常任理事小川太郎氏が「石川島造船所の穂積さんという人がいわれたことです、受刑者といふものはフグみたいなものだ、はじめは危い危いと思つても食べてみるとおいしいということを感じられていたようですが、確かにそうだと思うんです」（刑政六四巻七号一六頁記事）とある表現が、最もよく滲み出でている実感であろうと思う。

当時、全国の刑務所には年間一日平均六四、〇〇〇名の受刑者がおり、構外作業には約八、〇〇〇名も出役していた時であるが、この中で只見川電源開発にはその一割ないし一割三分にあたる八〇〇名から一、〇〇〇名、一日平均して出役していたのである。昭和二七年度中でも全国で七二名の逃走者がある中で、只見川では一名のみで、それもすぐ現地で逮捕せられている。仮釈放も四五〇名を数え、一件も仮釈放の取消がなかつたことは、構外作業として記録的な実績であつた。只見川の出役B級受刑者は『フグ』どころか地元の感謝と賞讃を得た誇り高い『金鯱』であつたと、出役後の評価を記しておきたい。ただこの地は豪雪地帯であり、晝夜並行で行なつた時間もあり、作業事故は五二名、死亡二名、職員の殉職も残念ながら起つてゐる。特に宮下発電所工事は最難所で一般労務者が五五名も犠牲となり、受刑者・職員と併せ慰靈塔がこの地に建立せられている。東北の戦後の復興開発はこうした人柱により達せられていつたのである。

標茶のパイロット・フォレスト……只見川電源開発につづく開拓事業・大規模構外作業例としては、やはりこの作業を擧げることとなろう。パイロット・フォレストとは指標林という意味であり、その植林作業であつて、長年の外役制度の長短を検討し、釧路刑務所を主管としておこなわれたものである。作業種目形態としても公益性が

強く、開放処遇としての理想をゆき、新時代の行刑方法に劃期的な実績を遺したもの一つである。

これは帶広營林局管内の川上郡標茶町から厚岸郡厚岸町に至る広大な根釧原野の国有林を、十年間で一万ヘクタール造林するという事業で、数年前から林野庁と法務省間で計画が練られたうえ、翌昭和三六年八月一八日から昭和四〇年一一月四日まで五ヶ年間受刑者を出役させたものである。この地は大正から昭和のはじめ頃、再三入植者の火入れ開墾の延焼などで山火事に見舞われたうえ、大湿地に囲まれた丘陵地のため入山が困難であつた国有の大未立入地であった。法務省は当時、群馬県の赤城農場を半開放施設として実験施設にて、その成果を見届けた直後であつたので、この地における受刑者の造林事業は開放施設として大いに注目せられたものである。また国策からみても、受刑者による国土緑化の造林事業は初めてのことと、その先駆として大きな期待が寄せられた。

当時の新聞記事にも、「更生かける緑野造り」（昭和三六年八月三一日・毎日新聞）、「カギのない刑務所 月末北海道に実験施設」（昭和三六年八月二一日・朝日新聞）、其他“自然を友に更生誓う”“みなぎる解放感”などの見出しで広く紹介されていった。その作業は歩道の作業修理、ジープ道作設修理などの作業と併行し、地桝、植付、根踏、下草刈り、防火線設置修理、防弾溝新設修理、林地肥培と、いずれも大規模な機械化作業である。

その成果は、地桝四九三・二四ヘクタール、植付三三五・九ヘクタール、根踏一三六・四二ヘクタール、根三四・五九ヘクタール、下草刈一、七五七・六八ヘクタールなどの好成績を記録している。就業延人員二八、八六二名中、逃走者は五年間に二名と無事故の記録は惜しくも果し得なかつたが、刑事政策上からも、一般民間人の理解の上からも、この試みの制度的・技術的進展に驚き刮目されたものである。⁽¹⁴⁾

かつて開拓監獄といわれる外役形態は、不當に低い契約賃金のもと、長時間の過重労働と土方飯場か監獄部屋ま

がいの粗略な処遇に墮する面が強いものであったが、このように、特に戦後においては、規律・人選・作業種目と多年の経験をきめこまかく生かし、その教化と公益性の双方を充足、温かい社会的理解を得ながら、中間刑務所的開放処遇形態として定着しており、泊込・通役のいずれの方式によろうとも管理可能な経験と自信と処遇水準を保つに至っている。

第八章 債務監獄

一 古代から中世にかけての債務奴隸

債務監獄とは序章でものべたように、借金・賠償金の支払不能、あるいは領主への租税（子羊税・穀物税・果樹税など）を故意あるいは怠慢などを理由に納めない場合、家族ぐるみ拘禁される特殊な民事監獄である。

古代では、これらの対象者は債務奴隸として扱われ、債権者がその代償として、その労働力を自由に搾取し利用したのであるが、アテネでは紀元前六世紀の初期に、ローマでは紀元前四世紀の末期には、すでに禁止されていたといわれている。禁止の理由は、通貨の発達により復讐（私的制裁）が血価 diyet dia から賠償の選択、長老による仲裁調停、賠償前置主義（賠償の猶余・機会を与える）といった考えによって修正され、変質し、進化したものといえる。

当時の慣習を集成した印度の古法『マヌ法典』第八章訴訟の項をみても、

四八 如何なる手段によりて債権者は彼の財産を獲得するにせよ、（正に）その手段により、彼は債務者を強制し彼をして支払はしむ。

四九 道義的勧告により、訴訟により、巧妙なる術策により、或は慣例上の手続（債務者の妻子や家畜を殺害し、又債務者の戸口に坐り込むこと、或は債務者自身の断食）により債権者は貸したる財産を回収しえ。而して第五に腕力によりて。

五〇 その債務者より彼の財産を自ら回収したる債権者は、自らのものを回収せるが故に、王により非難せらるべきにあらず。

五一 されど正しき證據によりて證明せられたる負債を否定する者には、その負債、及びその者の事情に応じるる僅少の料料を債権者に對して支払はしむべし。

五二 法廷にて負債の弁済を要求せられたる債務者にして、（その負債を）否定するに於ては、告訴人は（貸付のなされたる時に）居りたる（證人）を呼び出し、或は他の證據を提出すべし。

六〇 債権者によりて、（法廷に）連行せられたる（被告）、訊問せられて（その債務を）否定する時は、王（により任命せられたる）バラモンの面前にて少くとも三人の證人によりて（被告の虚偽を）立證すべし。

六七 悲歎に沈める者、酩酊せる者、発狂せる者、飢渴に悩める者、疲労に悩める者、欲望に悩めるもの、憤れる者、或は盜人は（證人たり得ず）。

一三九 負債を承認したる時は、（被告は）百に対して五を（罰金として）支払うべし。もしそを否定し、（しかも負債を認められ）たる時は、その二倍を（支払うべし）。こはマヌの教へなり（筆者注・債権の利息及び担保の項）一四五 担保物、及び寄託物は何れも時効によりて喪失せらることなし。（たとへ）長期に亘りて（受託者のものに）とどまるとも、兩者ともに回復し得るものなり。

二二一〇 而して、（王は）かかる違約者を捕縛したる後、（各）四スヴァルナよりなれる六ニシカ及び銀の一シャタマーナの支払を彼に強制すべし（筆者注・契約の不履行の項）

といった意外に詳細で具体的な負債についての取決めや契約不履行時の強制執行手続、違約者の逮捕と罰金の科刑がなされている。

また、紀元前四五一年制定といふローマ最古の法典で、貴族、市民間の階級闘争の所産、民権伸長の一指標といわれるローマ共和政体の市民法典『十一表法』lex duodecim tabularum にも、冒頭に「もし法廷召喚あらば出頭せよ。もし出頭しなければ証人を呼び集めよ。その上で同人を捕えよ」（第一表二）と民事訴訟手続が示され、自力救済を禁じると共に、法務官のもと「他人に損害を蒙らしたときは三十五アースを科する」（第八表四）とか、「四足獸の傷害に付ては賠償又は加害獸の引渡を以てせしめる」（第八表六）といった規定が素朴に記されている。はるか後の紀元四五四年からは、最高政務官の権限として、ともかく罰金の最高額を三〇二〇アースに限定し抑えたことも注目されることである。こうしてローマ帝政期には身代金を払い奴隸身分を解放し、人質とした敵対領主・貴族をも、高価な身代金を払うことにより釈放するといった、担保的認識をもつて金銭引きされている。

また宗教的側面からも、キリスト教が『贖罪規定書』Liber Poenitentiales などでもつて民衆に深い滲透力を示し普及してゆく中世社会において、教会や修道院では民家に興味深い比喩の説話で答えようとした形跡がみられている。とりわけ阿部謹也『西洋中世の罪と罰』⁽¹⁵⁾では、カエサリウスの『奇跡をめぐる対話』（七五〇篇）を引き、現世で貧しい人々をもんぢん苦しめた強欲な高利貸（債権者）の話しが数々記されている中で、特にこの頃、世間で広くみられた「金銭の副葬」という墓盗人の話しが、「死の間際に、彼は妻に墓の中に金をいっぱい入れ

た財布を入れてくれるよう頼んだ。妻はできるだけ目立たぬようにしながら、夫のいう通りにした。しかし秘密を隠し通すことは難しく、ある人びとは墓を壊つて盗もうとしていた。墓を開いてみると、二匹のひき蛙が、一匹は財布の口に、もう一匹は死体の胸にのつているではないか。財布の口にいるひき蛙が財布から貨幣を引き出すと、もし一匹は死体の胸のなかに入れていたのである。あたかもひき蛙たちは、こういつてあるかのようだつた。「貪欲な心を金でいっぱいにしてやろうと思っているのさ」。これを見て盜人たちは逃げてしまつた。もしこのような恐ろしいことが墓の中で肉体に生ずるとしたら、この男の魂は地獄で不死の虫たちからどんな苦しみを受けていると思うかね」という落ちをつけ興味深く伝え、もう一つの説話では、修道院内で助修士が、「地獄には贖罪がありえないのに、どうしてこの男は地獄の底から出ることができたのでしょうか」の問い合わせに対し、修道士は「この高利貸しも臨終の床で痛悔の祈りをしなかつたら、けつして罰を免れることはなかつたであろう」とのべ、予期に反しこの高利貸が神に赦されたことになつてゐる。

これについて、阿部氏は所感として、罪の意識の成立と國家権力の確立という中世社会の体制を洞察しつつ、

第一章には高利貸しが救われる話しさは決して少なくない。第三九・四〇・四一・四二話の説話があり、これが初めてではない。ル・ゴフは一二世紀に煉獄の思想が成立し、煉獄は高利貸しの救済を可能にすることによつて、資本主義の誕生に貢献したとまでいっている。しかしハイステルバッハのカエサリウスは、どのような人についても寛大であり、この点は高利貸しにだけ寛大なのではない。民衆と接する現場の司祭は、寛大な姿勢をもたなければならなかつたからであろう。⁽¹⁵⁾ と中世のキリスト教国家の実体を指摘している。

二 近世英佛の破産裁判と債務監獄の誤解

イギリスの劇作家シェークスピア (William Shakespear 1564~1616) の『威尼斯の商人』The Merchant of Venice (一五九六年作) は、ローマ史話（中世イタリアの物語集「イル・ペコローネ」より取材）をモデルに史劇化したもので、当時の市井の人の高利貸しに対する感情は敵意に満ち、金貸しとユダヤ人とは同義語の「」とく見ている大衆の心理を代弁した作品とも云えよつた。一六世紀なかばまで金貸しには基準があるようでも無く、一方的取決め、ゆすり、おどしと云つた犯罪同様の手口も多く、情け容赦なく取立てる」とから、神の法で禁じられた忌むべき職業・憎むべき人間と考えられていた。よつて弁済できず牢獄へと流れてゆく債務者には極めて同情的で、史劇『威尼斯の商人』の舞台とされるベニスは、当時すでに人口一〇〇万、地中海の貿易港・物資の集散地として、債権・債務をめぐる商人間のトラブルの坩堝るっぽでもあつたであろう。

登場する裁判官はポーシャ、ユダヤの商人とされる高利貸しはシャイロック、債務者は商人のアントニオで。ポーシャ 「()の商人の肉一ポンドはお前のものである。当法廷はそれを許す、国法がそれを与えるのだ」

シャイロック 「公正のうえなき裁判官様!」

ポーシャ 「したがつて、お前は、この男の胸を切りとらねばならぬ、法律が認め、当法廷がそれを許す。」

シャイロック 「博学のうえなき裁判官様——判決が下つたのだ——さあ、用意をしろ (ナイフを逆手さかてにアントニオに近づく)

ポーシャ 「待て、まだあとがある。()の証文によれば、血は一滴も許されていらないな——文面にははつきり「」

「ボンドの肉」とある。よろしい、証文のとおりにするがよい。憎い男の肉を切りとるがよい。ただし、そのかい、クリスト教徒の血を一滴でも流したなら、お前の土地も財産も、ヴェニスの法律にしたがい、国庫に没収する」（中略）

ボーキヤ、「ああ、肉を切りとるがよい。血を流してはならぬぞ、また、多少を問わず目方の狂いは許されぬ、きつかり一ボンドだ。たとえわざがでも、それが重すぎたり軽すぎたりした場合、一分の差にもせよ、あるいは一分の一〇分の一の差でも、いや髪の毛一本の違いで秤が傾いても、そのときは、命は無きもの、財産は没収と覺悟するがよい」

ところが話の部分は法律劇としても余りに有名である。日本でも「人肉質入裁判」（一八七七年）、「人肉質入裁判」（一八八三年）として翻訳され知られており、なかでも、裁判官ボーキヤが予かじめ慈悲の心アーハムー「木の肉一ボンドを切取る」と思ふと思ふとまるよう諭す言葉があり、原文を私なりに読み下せば、

The quality of mercy is not strain'd.

It droppeth as the gentle rain from heaven.

Upon the place beneath. It is twice blest;

It blesseth him that gives and him that takes.

慈悲は強制されるものではない。

それは恵みの雨の、よく天上からいの下界に降りそそぐもの。
それより上に重の祝福が存在する。

与える者、受ける者、双方を祝福する。

と実に印象深く、近世へ向けた負債解決の知恵と慈悲ある啓蒙的な法律論・道徳論（人道・宗教）が潜在している。しかしながら近世から近代に向け、イギリスなどを中心に産業革命・農地囲い込みの影響は著しく、宗教（道徳）の教えと経済の現実にあるギャップが歴然として拡がっており、資本主義の急速な台頭による貧富の差もまた同じく拡がっている。そこで現出されるのは慈悲ではなく、実は「負債の罪」⁽¹⁵⁾「債務監獄」であつたのである。

その扱いは各国によつてさまざまであるが、ドイツではわずかながら債務者給与を得ている者を、グロートと呼び、与えられない者は妻子を伴なつて長期収監されている。ベルリンのカラランツ・ホーフと呼ばれる市牢獄にも若干の債務囚が収監せられ、裁判所監獄 Haus Voigteyでも一階は一般犯罪者、二階は債務者と密輸入者が収監されていていた⁽¹⁶⁾。また早くから労働に充てており、ニュールンベルグでは、一五七七年、軽罪囚や罰金納付不能者を、昼間は嚴重な戒具を施して要塞建築や道路の清掃補修、土地開墾などに使役、夜間は街の古塔や穴倉などの一部の、いわゆる「乞食箱」Bette stockと呼ばれる所に拘禁するなど、賤民視した都市型の刑執行形体のなかに組込まれている。

ロシアについては、ピータースブルグでは一五ルーブルの債務のため四年間も拘禁され、リガの監獄では小額債務者も鎖を付され土木工事に従事させられていたという報告があり、イタリアのタスカニーでは一七六年以前の一〇年間に債務者が二、〇七六名も収監されていたとの報告がみられる。

フランスについては、フランス革命以前ではパリの小シャトレ監獄 Petit Châtelet、フォルヌ監獄 Maisons de Force は債務監獄として用いられており、一七八二年一月からはパリの新監獄オテル・ド・ラ・フォルヌに債務者

を収容、地位ある債務者についてはマンシェルジェリおよびラグ監獄に区分し収容したといわれている。⁽¹⁸⁴⁾ イギリスについてであるが、古くはドイツの「乞食箱」と呼ぶ鉄格子付の檻^{カーニ}が晒場風に造られ、建物上部に

PRAY REMEMBER POOR DEBTORS HAVING NO ALLOWANCE

「何の給与もない貧しい債務者を思い出して下さ」⁽¹⁸⁵⁾

と記す文字を古い挿絵から読みとれ、債務者の扱いはこうした発想のもとにあつたとみられるのが、おおむね地方の債務者は仮留置場か町監獄・郡監獄・州監獄に、大都市ロンドンなどでは懲治場・労作場などに浮浪者・乞食・軽罪者などと一緒に収容されており、「一七七五年、旧ニューゲート牢獄に付属したブラック・ドッグ（黒犬）Black Dogなる家に罰金犯その他の者が収容されている」との報告もみられる。

「債務者仮留置場はベイリフ bailiff と云う執達吏の家がこれに充てられ、収監前の債務弁済猶予期間ともなつてゐる。このため、まるで海綿の」とく金品が吸いとられるのでスポンジング・ハウス spunging house と呼ばれている。またイギリスのほとんど全ての牢獄では囚人が新入者から土産料（ガーニッシュまたはフットティング、あるいはロンドンの若干の監獄ではチャメージと称せられる）を要求するという残酷な習慣が行なわれている。「払え、そもそもなければ脱げ」とは致命的な言葉である。私は「致命的」という、なぜなら、このために死ぬ囚人があるからだ。金を持たぬ者はわずかの衣類の内を脱がなければならぬ。それ故、寝具か敷藁が給与されなければ、病気に罹り一命を落とすことがあるのである」⁽¹⁸⁶⁾

という運営情況にあり、さらに問題は債務監獄では入獄手数料・出獄手数料を金のない筈の債務者から徴収すると

いうことである。すなわち、

「たゞへ無罪の判決を受けたものでも、監獄手数料を支払わなければ釈放しなかつたから、典獄は屢々監獄の經營によって一財産つくることが多かつた。(中略) 狂人や白痴も収容され、往々観覧料をとつて、閑人の慰みものにされた」^(四)

とある。イギリスの債務監獄はウインザー城(モンテギュ公時代)を含め各所にあるが、債務者専門のボーレルトリー監獄、ウッド・ストリート監獄、ホワイト・チャペル監獄、サウスワーク王座裁判所債務監獄などでは特待債務者と普通債務者の区分があり、特にサウスワークの新獄舎は一〇八の部屋に病舎・教誨堂・酒保などを備え、獄内は給水設備も完備、一七七六年五月には囚人三九五名、妻一七九名、子供七二五名、合計一、〇〇四名で、その三分の一が獄内にいたといふ。^(四) おそらくサウスワークは債務監獄として最も改善された監獄とみられよう。

チャールズ・ディッケンズの研究の第一人者である小池滋氏の著『ロンドン』でも債務監獄について触れており、ディッケンズの父ジョンが借金が払えなかつたことから訴えられ、三日間拘留されてのちマーシャル監獄に収監され、

なにしろ、ここは家族ぐるみで入つてもよい監獄で、もちろん当人は外へ出ることは許されないが、家族は門の開いている昼間は自由に入出できる。友人や親戚の面会も自由で、食物や飲物も持込んでもよいし、監獄内の食堂や売店で買うこともできる。何のことはない宿泊費無料の公営住宅のようなもので、ここにいる限り外の債務に責められてることはなく安全なのだから、一生入つていたくなるくらいなものだ。事実ここにぬくぬくと安住したまま、お金を返そうとする努力をしないでいるのんき者もいた。ジョン・ディッケンズも監獄の門に入る

時には息子チャールズに向って、「わしにとつて太陽は永久に沈んでしまつたのだ」なんぞと芝居がかつたセリフを吐いたものの、むしろ堀の中の生活の方が気楽と思っていたのではあるまいか。彼は元気一杯で人気者となり、マーシャルシー自治会会長に選挙されたのだった。(中略)一家の中で眞面目に働いて生活費を稼いでいる唯一の人間が、この一二歳の長男チャールズだった。だから彼だけは監獄に寝泊りせず、近くのラント・ストリートに小さな部屋を借りて下宿住まいをしていた。しかし朝食と夕食は監獄へ行って家族と一緒にとる。昼食は弁当を持って行くか、仕事場近くの安い店で買うとする。これがチャールズのウイークデーの生活ぶりだつた。⁽¹⁹⁾と樂天的に、ユーモアを交じえて伝えている。ディッケンズ家にとつては、債務監獄は『逃避邑』Asylum (アジール)、救いの場であつたことは確かである。ロンドン市内のマーシャル監獄は、おそらくサウスワーク監獄には及ばないが、それに近い運営がなされていたのであろう。

乞食監獄・浮浪者監獄的性格から福祉的・救済的運用の一面を見出してゆく法律上の基点としては、イギリスのジョージ二世時代に上院から提議され発布された「債務者救済条例」(一七二九年)を見出すことができ、これは小额債務への扱いで

四〇シリング以下の債務の弁済を特別の裁判所で行わせ、この法廷の判決に従わぬ者は、州により或は債務の弁済に至るまで或は三月又は四〇日の期間を定め監獄に拘禁する旨の条例を準用する意である。^(四)と説明されている。ただ、この僅かな債務者給与を請求する手続が煩で恩恵的であったため、手續だけで数ヶ月間拘禁され、あまり効用を發揮できなかつたとみられる。その間、一九世紀を通じ議論は百出 各国の行政実務家ならびに刑事法学者は、こうした乞食・浮浪者・弁債不能者・禁治産者に新たな失業者をも加え、監獄拘禁でもつて

対処せざるを得なかつた理由として、つぎのような論が交わされていた。

その第一は、彼等は市民として正当な権利義務を果し得る資格がない者で、犯罪の虞れがあり、潜在的犯罪者群として保安上の対象者であるとする認識論である。

その第二は、彼等は貧民と化しても重商主義体制下の労働力として、懲治場・労作場で働くことの有用で、恩典的なものであるとする遭遇論である。ベッカリ亞など経済的要因を認識する素朴な窃盜貧民隸刑論などもこうした考へに立つ。

その第三は、財産刑（罰金刑）と自由刑（拘束刑）の等価均衡論という基本的人権に立つ考え方で、金銭は労働の対価、基本的自由を売つて金銭という対価を得たものと把握する。したがつて拘禁期間は極力短期で限定的方向にあるが、働く債務監獄、労役場留置を容認する理論へと連がつてゆく。

その第四は、負債の換刑理論・人身拘束の不当を主張する理論、すなわち

拘禁をもつて金銭による支払を強制するための不定期限の自由剥奪と見なすフランスの人身拘束制 *System of contrainte de corps'* この換刑理論をその論理的結論にまで持つてゆくときは、別個の興味ある、そして解き難い問題に遭遇するのである。人身拘束に対する反対者は、明らかに支払能力のない者と故意に支払いを拒絶する者とを同等の立場におくものであると繰返えし主張している。この制度は罰金刑の宣告を受けた者は支払能力を有しているという仮定に立つものであり、不支払による拘禁はこれから説明さるべきものである。^(四)

と主張するのである。フランスでの上位社会階級に属する犯罪人の拘禁は主として罰金の不完納にあり、資本主義の洗礼を受けてある当時のフランスが破産法を認めなかつた理由でもある。これに対し、プロシア普通国法で

「下層階級に属する貧民に対しても罰金を科せず」（第二篇第二〇節第八五条）との方策を打出して富裕者への罰金刑・資本主義社会の罰金刑が階級司法のそしりから免れさせ、刑罰の緩刑的均衡の方向を見出そうとしたことは画期的であった。^(四)

その第五は、主として二〇世紀になつてからの論議であるが、罰金額の合理的算定と延納・分納・減額と拘禁回避、各国刑法草案による自由労働による償却制 *Tilgung durch freie Arbeit*、最も新らしい一九七三年の西ドイツでの日数罰金制の採用などである。

このよつた改善の努力と法改正をみるともかかわらず、イギリス、スコットランドなどに定着した債務監獄の伝統と風習は、二〇世紀になつても解消できず、

一九三五年イギリスの諸監獄には罰金不完納の廉によつて一〇、五四一人が収容されているが、一九三六年には「罰金支払に関する法律」の結果として、その人数は約七、四〇〇人に減少した。一九二三年一〇月二〇日および一九二四年二月六日の諸法律によつて、ドイツにおいてもかかる分割払いの制度がイギリス同様採られるに至つており、これらの法律は罰金刑を三月以下の拘禁刑に換算することを全面的に認めている。^(五)

といつた形で漸次解消がはかられている。しかしながら同じ地域でも隣接するスコットランドでは、なおこの伝統と風習が根強く遺されており、昭和五二年（一九七七）四月一四日号の「ガーディアン」誌に、「現代のスコットランドでは罰金逃れのための刑務所入り志願者が多く、全入所者の半分は罰金未払で当局は悲鳴をあげている」とのべ、このためスコットランドは西欧諸国で一番刑務所人口が多い国であることを伝えている。そういうえば資本主義胎頭期のイギリスの裏面を描くディケンズの小説『ピックウイック・ペーパーズ』『オリバー・ツィスト』『クリ

スマス・キャロル」などには、大都会の貧困と年少者の虐待・逃亡、とりわけ借金が払えないと牢屋入りする記述が多く、サッカレーの『虚栄の市』にもそれがみられている。イングランドやスコットランド地方は、不幸な制度として、庶民と債務監獄とに馴染み深いものがあつたようである。

三　中國・日本の負債弁済

債務監獄といわれる系譜は、逃亡防止と家財差押そのために家族ぐるみ拘禁するという、金銭や物への財産意識、債権債務という契約意識の強いヨーロッパ特有の監獄といつてよく、ミツタイスの書にあるごとく、すでに一世紀「刑法はますます財源化され、刑法の本来の目的から逸脱していった」⁽¹⁵⁾とまで述べられている。刑事による罰金。民事の負債を区別して対応しようとする思想は政策的に希薄化していたといえる。これに対し中国・日本など東洋においては、贖銅といって金銭や物でもって刑を贖うことはあつても、負債である金銭財物を監獄拘禁でもつて強制し、贖うという制度や風習は馴染みの薄いものであつた。

わが国の母法である中国の古代律をみても、晉律に雜抵罪（罰金）と表現される軽罪をみると、その後の歴代刑法体系にも負債を理由とした拘禁刑は身当らず、債務は私的奴婢・官奴婢という力役の領域に組入れられたとみられる。中国の隋唐から伝えられたわが国の律令にも、庶民の日常生活に消費貸借（利息付は出舉・いらし、無利息は貸貸・賑貸）、使用貸借および賃貸借（奴婢・牛馬・車・舟・石臼など）といった借物がつねにあることから、負債不償は雜律でもつて対処されている。この場合、債権者は債主（錢主）、債務者は負人（債人・負債之人）、債務の弁償は「償」と表記され、債務不履行を予定した連帯弁償の誓書には、代当責任といえる

家資尽者、役身折酬（家資尽きなば、身を役して折き酬いよ）

といふ文言が法文（養老律雜令一九・二〇条）どおり書かされている。これを補足し「如負債者逃げ避れば深入代償せよ」（雜令）と保証人の責任も記されている。同じく養老の律令には「無レ財以備者、官役折レ庸」と、官役による弁済が受け皿として規定されているのである。

これが中世となると、年貢未進などを理由に、我と我が身を相手方に曳進め、引渡す「身曳き」⁽¹⁸⁸⁾というものが、曳文・引文なる文献により知られており、債務奴隸に類した中世の一態様として学問的にも注目されている。また中世末の

伊達家の塵芥集は入質された娘と結婚した夫は、本債務不履行の際に、その妻を債権者に引渡すか、娘の親に代つて本債務を弁済するかの両途を選ばねばならない。⁽¹⁸⁹⁾

との例示があり、妻子の入質という公認された制度をみると、これは執行段階において西欧的概念にや、近いといえば近いものであろう。

近世江戸時代において、借錢することを「借錢を負う」「金子を預る」と云い、借錢のことを「負銀」と呼んでいる。⁽²⁰⁾それは「預り手形」（借用手形）の授受を通常としており、井原西鶴の『日本永代蔵』『世間胸算用』『置土産』などにもたびたび出てくる用語である。数人での借用には連印借（連判借）などの借り方もある。この返債を確実にするため請人・引受人・加判人・口入人などの保証人を必要とし、弁償を怠たれば居催促・強催促・途中催促・貼紙催促など、いわゆる矢の催促がなされているが、一面、公事方御定書第三九条に、倍金手形での借錢など、悪い貸付は御法度で、貪欲不正な高利には厳しい取締がなされている。

享保三年（一七一八）四月、吉宗は白紙手形により融資した者に對し、その証文を破棄した上過料三拾両又は二拾両を出させ、右全員に限定しないで、その者の身上に応じて過料にすべき旨を命じた。⁽²⁰⁾

宝暦九年（一七五九）仙台藩は「利欲之儀にて度々御沙汰に成、不都合之証文取貸金し、傍輩を輕しめ義を失ひ御改易。不都合之証文^(マ)を出し金を借、始末通り渡來被引留候を渴命に至候由、不都合之儀申出閉門」。

などはその一例である。惡質な場合、町人には過料、武士には閉門で臨んでいる。江戸時代の農村では、天候不順や天変地異による飢饉、悪疫流行、あるいは苛酷な年貢や支払不能の負債から逃れるため、最終的には欠落（逃散・夜逃げ）するのが百姓に残された最終手段。常套手段とされ、『もぬけの殻』『門抜け』から夜逃げを意味したとの俗言も、今に伝えられている。ただ、一揆による逃散といった特別の場合を除き、借金からのがれるための欠落百姓の詮索逮捕例はさほど見られず、むしろ、この事情ある欠落百姓と妻子が遺していった土地を浮地と呼んで、村民連帶でこれを耕し、年貢を上納、負債も事実上棒引きとするのが一般的慣例であつたといえよう。

また江戸時代では、かつて足利幕府がおこなつた「徳政令」という天下の借金を棒引きする大規模なものは無いものの、旗本・御家人の借用銀を帳消しとする「棄損令」「借金相対済令」が実施されており、市井の日常では売掛金などの取引、地代・店賃・小作料などの滞納など、法定期限を過ぎても支払いがなされぬ「日限済方」の場合には、押込・他出禁止・手鎖といった禁足を目的とした措置がみられる。それでも弁済見込みのない場合には「身代限り」といって、債務者の全財産（家財・屋敷・田畠など）を町役・村役立会いのうえ「諸色附立帳」という取財産目録を作成し、出訴債権者に弁償させる強制執行制度がある。これは債権債務について最も厳しい執行であった。しかし刑事に係わりのない限り牢入りというのはまず無いのである。身代限りの制は享保四年（一七一九）

にできており、從来の立替弁済が利く方法と異なり、自分らの財産を自己責任でもつて清算させる厳しいものである。なお、身代限りは申すまでもなく、御定書による附加刑の闕所（全財産没収）とは似て非なるものである。

明治維新により、わが国は近代國家へと飛躍を試みるのであるが、刑事法制は『新津綱領』（明治三年庚午十二月）として王政復古の趣旨に沿い、古色然たる王朝時代の律令へと復古、その一部をわずか補訂、明治六年五月には『改定律例』となつてゐる。

これは笞杖徒流死の五刑のうち笞杖徒流の各刑を「懲役刑」に一律統一、

『新津綱領』名例律・庶人犯「罪不二的決」

凡庶人、罪ヲ犯シ、過誤、失錯、連累、其他不幸ニ出テ事アコラム矜憫ス可ク、情原諒ユルスス可クシテ、的決シ難キ者ハ、法ニ依リ、贖罪ヲ準ス。

とあるように、庶民の事情酌量の余地があり、すぐに罪として裁決し難い場合を改定律例で条文化し、具体化してゐる。すなわち

『改定律例』名例律・平民犯罪不實断條例

第三十條 凡平民罪ヲ犯シ贖罪ス可キ者、無力ニシテ贖フ「コト能ハサル者ハ、律ニ依リ實断スト雖モ、死罪ハ一等ヲ減シテ懲役ニ服ス

第三十一條 凡老小廢疾者罪ヲ犯シ取贖ス可キ者、無力ニシテ贖フ「能ハサル者、懲役百日以下ハ折半シ、一年以上ハ五等ヲ減シテ並ニ懲役ニ服ス

第三十二條 凡過失殺傷ヲ犯シ取贖ス可キ者、無力ニシテ贖フ「能ハサルハ、懲治監ニ入レ一等役囚ト同ク、

雇工錢ノ全數ヲ領置シ、食費ヲ除キ、贖金ノ半ヲ、殺傷セラル、家に給スルニ足ルヲ期ト為シ、役ヲ免スとの規定でみると、フランス法の懲治監が「無力ニシテ贖うことの出来ない者」の贖罪の場であることを新規定として注目しなければならない。その他としては雑犯律に違制違式の罪を新設、士族の禁錮刑を温存するなどをみるにすぎぬ改訂であった。この改定律例が適用された、開拓使函館支庁懲役場での一事例を挙げてみよう。

その名は玉林治右衛門と云い、明治七年四月から函館懲役場で服役している刑期十年の準窃盜（詐欺）犯である。科刑は明治六年五月に公布せられた改定律例に依るもので、懲役は終身、有期に分かれ、有期の最高は十年である。この最高刑を言渡された彼の半生と罪状をたどつてみよう。

彼の前歴は四国は伊豫大洲藩士、十六歳で江戸に出て蘭学者杉田玄瑞（玄白の養子）の門で学んでおり、同門に肥田浜五郎（のちの海軍機技總監、御料局長などを歴任）らがおり、しばらくして長崎で砲術を学び、そこの塾頭にまでなった俊才である。箱館に渡つたのが安政年間で、たまたま同藩出身の武田斐三郎（箱館奉行諸術調所教授・五稜郭築城の設計指導者）が箱館にいるとの噂を聞いたのが動機だったと云われる。伊豫大洲藩は維新の動乱期、薩長側にあり、玉林ほどの文武両道を修めたすばらしい経歴ならば新政府への高官は約束せられていたと見るべきであろう。北海道に渡っていたが為、時流に乗り遅れた玉林は、維新後もそのまま箱館に残り、西浜町で物産店を開き、一時は順調であるかに見えたが、明治五年外国人との取引に失敗、多額の借財を抱えて收拾がつかなくなり、夜逃げ同様、居所を明かさなかつた。武士の商法であつたろう。翌六年逮捕せられ、所有船「玉集丸」（千拾石）を公売に付されてもなお清算できず、詐欺罪（当時は準窃盜犯と称す）に問われて投獄せられたのである。⁽²⁴⁾

囚人玉林はこの懲治場内で洋書を読み、燐寸^{マツチ}の研究に没頭して、ついに商品価値のある燐寸の製造に成功、明治一三年一〇月五日減刑出獄、翌日より「命開拓使函館支庁民事課雇燐寸製造所主任月俸三十円」との辞令により、囚人より一転、開拓使の役人、官営の工場長に就任している。ここに玉林は借金による坐折の人生を、燐寸一本に賭け、再び御維新の老婆^{しゃば}に這い上つたのである。

この玉林の事例は、船の競売など大口の返済努力がなされながらも、逮捕時は『新津綱領』賊盜律の詐欺取^{マツキ}財「凡官私ヲ詐欺シテ財物ヲ取ル者ハ、並ニ賊ニ計ヘ窃盜ニ準シテ論ス、罪流三等ニ止ル」が適用され（改定律例には規定を欠く）、準窃盜で懲役十年と、窃盜の意思のない取引・借財の問題を、硬直した、妥当性を欠く刑事罰として刑の執行がなされている。

函館の裁判事情はこのようなることであるが、全国的には、改定律例の脱籍無産者への刑罰適用は輕罪（短期懲役刑・懲役百日以下）として懲役場で執行しており、明治七年六月、檻倉波は自宅禁錮を認め、明治八年八月一四日には身体を質とする借金を禁じ、明治九年には、ついに民事拘留を禁止している。⁽²⁴⁾

旧刑法は明治一三年七月一七日に公布（太政官布告第三六号）、明治一五年一月一日より施行、同時に改定律例もなくなっている。以降、民事と刑事の区分は劃然とされ、裁判所からの召喚状はあっても民事拘留はなく、罰金の代替処分として、少年を除く（少年法第五四条）労役場留置が「罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する」（刑法第一八条）、「労役場及び監置場は之を監獄に付設す」（監獄法第八条）とあるように、刑事罰としての罰金に対し一定の金銭的換算率のもと身体拘束を伴なう代替処分を認めていた。

- (119) 前掲書 (12) 二〇九頁
- (120) 正木亮『刑事政策汎論』一二二六頁・有斐閣（昭和一三年）
- (121) 前掲書 (120) 二二二八頁
- (122) 前掲書 (120) 二二二九頁
- (123) 前掲書 (120) 一一一〇頁
- (124) 前掲書 (30) 一一三三頁
- (125) 法学協会雑誌 二十五卷一六七頁所掲コラム・佛監獄統計解説
- (126) 前掲書 (12) 二〇八頁
- (127) 木村亀一『刑事政策の諸問題』有斐閣（昭和八年）
- (128) The Library of Congress, Washington, D. C.
- (129) 野村達郎『大陸国家アメリカの展開』二一頁・山川出版社（平成八年）
- (130) 原胤昭『出獄人保護』天福堂
- (131) 前掲書 (12) 一一四頁
- (132) 前掲論文 (26) 六号一〇一頁・同七号一一页・五〇頁・六六頁
- (133) NHK特別報道班（宮武章三・吉成大志・坂本耕一）『シベリア』一一九頁・日本放送出版協会（昭和四〇年）
- (134) 相田重夫『シベリア流刑史』中公新書（昭和三七年）
- (135) 前掲書 (92) 第一巻二四四頁
- (136) 小河滋次郎『獄事談』四〇頁
- (137) 米川正夫訳『ドストエフスキイ』（河出世界文学大系43）一一七頁・病院の項・河出書房新社（昭和五五年）
- (138) 木村彰一・神西清訳『チエーホフ』（筑摩世界文学大系51）四七頁・四八頁・筑摩書房（昭和四六年）

- (139) 前掲書 (138) 五六頁・五七頁
- (140) ピーター・ウルバン編・谷川道子訳・池内紀エッセイ『チョーホフの風景』文芸春秋社 (平成七年)
- ANTON ČECHOV-SEIN LEBEN IN BILDERN EDITED BY PETER URBAN
Copyright ©1987 by DIOGENES VERLAG AG ZÜRICH JAPANESE TRANSLATION RIGHTS RESERVED
BY BUNGEI SHUJU LTD. BY ARRANGEMENT WITH DIOGENES VERLAG AG THROUGH JAPAN UNION
AGENCY, INC., TOKYO PRINTED IN JAPAN
- (141) 前掲書 (4) 一一一頁
- (142) 陳鴻烈『中国法律発達史』、載炎輝『中国法制史概要』、布施弥平治『中国法史学概要』一五頁・八千代出版 (昭和四八年)
- (143) 前掲書 (33) 七二二頁・七四頁要約
- (144) 漢書西域伝
- (145) 後漢明帝本紀、前掲書 (33) 八五頁・八九頁・一〇一頁、前掲 (142) 布施一四五頁
- (146) 漢旧儀の秦制、前掲書 (33) 七四頁・七五頁
- (147) 漢書平帝紀
- (148) 漢書刑法志
- (149) 恒寛『塩鉄論』
- (150) 新村出編『広辞苑』二二五五頁・塩鉄論・岩波書店 (昭和五七年)
- (151) 前掲書 (33) 一〇四頁
- (152) 前掲書 (33) 一〇五頁
- (153) 旧唐書良吏伝

- (154) 冊府元龜、新唐書吐蕃伝
- (155) 元史世相伝、元史河渠志、元史外夷伝
- (156) 元史世相紀
- (157) 元史順帝紀
- (158) 明史食貨志、明史張鳳伝
- (159) 明会典、続文献通考、明史魏時亮伝
- (160) 明史宗縫伝、明史兵志、明史蔣德璟伝
- (161) 前掲書(30)一七四頁
- (162) 山県有朋の「苦役本分論」といわれる訓令は、學問的には「懲戒主義論」(前掲書30一七六頁参照)と呼ばれ、囚人の軍人勅諭のごとく解説された。
- (163) 挙稿「北海道怪盜伝」・雑誌『北方ジャーナル』昭和五〇年一一月号所収
- (164) 前掲書(30)四五二頁
- (165) 大牟田市史・中巻
- (166) 本願寺編『日本監獄教誨史』下巻・一五七二頁
- (167) 刑務協会編『日本近世行刑史稿』上下巻(昭和一八年)
- (168) 挙稿「警視監獄署の史的役割」五六七頁・手塚豊教授退職記念論文集『明治法制史政治史の諸問題』慶應通信所収
(昭和五二年)
- (169) 前掲書(167)下巻一、二九四頁
- (170) 前掲書(167)下巻一、三〇〇頁
- (171) 前掲書(30)三九五頁

- (172) 前掲書(32) 三七五頁以下
- (173) 前掲書(30) 四二三頁
- (174) 前掲書(30) 四四四頁
- (175) 阿部謹也『西洋中世の罪と罰』一一九頁・一三一四頁一部要約
- (176) 前掲書(175) 一三四頁・一三五頁
- (177) シエクスピア・福田恒存訳『ベニスの商人』(河出世界文学全集2) 一八八頁・河出書房新社(平成元年)
- (178) ロンドン市のジョン・ジョン卿美術館にウイリアム・ガース画の「負債の罪」による家族が監禁されている監獄画が知られる。
- (179) ジョン・ハワード『監獄事情』一〇頁・グロートの解説・法務資料第三七七号・法務大臣官房司法法制調査部(昭和三七年)
- (180) 前掲書(14) 一一〇頁
- (181) 前掲書(95) 七頁
- (182) 前掲書(14) 一〇二～一〇七頁・一一七頁
- (183) 拙研究ノート「刑事司法からみたフランス革命」七二頁・中央学院大学総合科学研究所紀要第七卷一号(平成元年)
- (184) 前掲書(14) 一五五頁・一六二頁
- (185) 小池滋『ロンドン』一七五頁・文芸春秋社(平成四年)
- (186) 前掲書(14) 一七九頁
- (187) 前掲書(179) 一一页・一二二頁
- (188) 前掲書(12) 三二頁

- (188) 前掲書(14)二二五頁
- (189) 前掲書(185)一七六頁・一七七頁
- (190) 前掲書(14)九頁
- (191) 前掲書(14)一九四頁
- (192) 前掲書(18)一五九頁
- (193) 前掲書(18)二八一頁注三九
- (194) 前掲書(18)一九五頁
- (195) 前掲書(18)一九五頁
- (196) 荘子邦雄「刑法總論」一二一頁、莊子邦雄「近代刑法の原初形態」刑法雜誌第五卷二号、同「封建社会における刑法」——刑罰權の多元的構造——（瀧川幸辰先生還暦記念論集所収）、ミッタイス・世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』創文社
- (197) 正倉院文書にみる借銀証文、瀧川政次郎『日本奴隸經濟史』刀江書院（昭和四七年）
- (198) 石井進稿「身曳きと“いましめ”」・網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』一五二頁以下・東京大学出版会
- (199) 瀧川政次郎『日本法制史』二七七頁・有斐閣
- (200) 中田薰『徳川時代の文学に見えたる私法』八一頁・八五頁・岩波文庫
- (201) 藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』四〇三頁・清文堂
- (202) 高倉淳編『仙台藩刑罰記』八九頁
- (203) 玉林治衛門治績（明治十三年函館新聞連載記事）、阿部たつを『函館炉辺閑話』無風帶社、前掲書(30)一一三頁
- (204) 監獄協會雑誌第四三号・小原重哉演説の項、小原重哉註釋『監獄則註釋』四頁・拘留場の項参照、拙著『日本刑罰史年表』一二六頁・雄山閣（昭和四七年）